

平成22年第3回  
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成22年9月14日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	飯	田	正	憲	君
	3	番	石	田	安	夫	君
	4	番	姥	澤	幸	一	君
	5	番	野	口		圓	君
	6	番	藤	枝		浩	君
	7	番	鈴	木	裕	士	君
	8	番	鈴	木	貞	夫	君
	9	番	西	山		猛	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小園	江	一	三	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	小松崎登君
総務部長	塙栄君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	藤枝政弘君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	杉山豊君
会計管理者	横田文夫君
笠間支所長	藤枝勉君
岩間支所長	持丸正美君
監査委員事務局長	中村一男君

出席議会事務局職員

事務局長	高野幸洋
事務局次長	前嶋晃司
次長補佐	内桶秀男
主査	高野一
主幹	川野輪良子
事務補	篠崎三枝子

議事日程第3号

平成22年9月14日(火曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

## 午前10時00分開議

### 開議の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

---

### 議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、12番海老澤 勝君、13番萩原瑞子君を指名いたします。

---

### 一般質問

議長（市村博之君） 日程第2、一般質問を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

最初に、10番石松俊雄君の発言を許可いたします。

10番（石松俊雄君） おはようございます。10番石松です。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

まず、1問目の小中学校のアレルギー対策についてであります。

近年、児童生徒を取り巻く生活環境の変化や疾病構造の変化などに伴い、アレルギー疾患の増加が指摘をされております。花粉症などはその典型であります。ソバアレルギーの子どもが、学校給食を食べた後せき込み出したため、担任の先生が早退をさせましたが、帰宅途中で路上で亡くなり、学校が訴えられるという事故も行ってあります。

平成14年から、食品衛生法によって食品アレルギーの表示が義務化され、卵、乳製品、小麦、ソバ、落花生の特定5品目の使用の有無を学校給食献立表に記載しているところも

あります。このことによって、食物アレルギーが食べ物に対する好き嫌いの問題ではなく疾患、いわゆる病気として社会的に認識されるようになりました。

さらに文科省は、アレルギー疾患に関する調査研究報告書を公表しました。その中で、児童生徒のアレルギー疾患の有病率は、気管支ぜんそく5.7%、アトピー性皮膚炎5.5%、食物アレルギーが2.6%と、多くの子どもたちがアレルギー疾患に苦しんでいることが明らかになっています。そして学校には、アレルギー疾患の子どもたちが多く在籍しているという前提に立って、医師の指示に基づき、必要な教育上の配慮ができるような学校の仕組みづくりが必要であるという提言がされ、平成20年に、日本学校保健会によって、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが発表されました。

その中には、アレルギー疾患の児童生徒の個々の症状を正しく把握するために、アレルギー疾患用の学校生活管理指導表を作成し、それに基づいた具体的な学校の取り組みがまとめられています。

そこでお尋ねをいたします。

笠間市の小中学生のアレルギー有病率と、それらにどのように対応されているのか教えてください。あわせて、先ほど申しました、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインへの教育委員会の認識と取り組みの現状についてもご答弁ください。

次に、通告2問目、学校給食の始まりは、明治22年、山形県鶴岡町、現在の鶴岡市の私立忠愛小学校だといわれております。貧しくてお弁当を持ってこられない子どもたちがたくさんいたので、学校を建てたお坊さんが、おにぎりや焼き魚、漬け物といった食事を出していたということであります。

そして戦後は、食料難を背景に、都市部で、アメリカから提供を受けた脱脂粉乳や小麦粉、いわゆるパンによる学校給食が始まり、全国的な国庫補助による学校給食へと広がりました。その後、脱脂粉乳が牛乳にかわり、米飯に比重が移るなどして今の姿になっております。

学校給食は、学校給食法に基づいて実施されておりますが、この学校給食法は、平成20年6月に、制定以来初めての改正が行われています。子どもの食生活の変化や食育基本法の制定により、学校給食の目的が食育の推進を重視したものとなったことを初め、学校給食の実施基準や衛生管理基準、栄養教諭の役割などが条文に盛り込まれました。学校給食に、栄養改善だけでなく、食の大切さや文化、栄養バランスなどを学ぶ食育の推進が加わることによって、公教育の不可欠の構成分野として位置づけられたわけであります。

そこでお尋ねをいたします。

学校給食法には、その第1条に、給食の目的として、児童生徒の心身の健全な発展に資すること。第2条には、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い及び望ましい食習慣を養うことなど、七つの目標が掲げられています。その目標を達成するために、笠間市ではどのような努力がされているのか、

ご説明をください。

また、食育基本法ではその前文で、学校だけでなく、社会全体での食育推進の必要性がうたわれ、その10条に、地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。11条、12条では、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者の責務が定められておりますが、このことについての市の取り組み現状もご説明をください。

平成16年の学校教育法の改正によって、栄養教諭の職務が、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどると簡潔に規定をされました。また、さきの改正学校給食法でも、栄養教諭は、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする明瞭に規定しております。さらに栄養教諭が指導を行うに当たっては、当該地域の産物を学校給食に活用するなどの創意工夫を行うことも規定をしております。学校における食育は、栄養教諭を中核としつつ関係職員が共通理解のもと、連携、協力することにより、学校教育活動全体を通じて推進する必要があります。笠間市の栄養教諭の配置目的と業務の内容はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

最後に、通告3問目の公共建物のライフサイクルコストについてであります。

建物に直接かかる建設費、修繕費のほかに、運営管理費、保全費、水道光熱費等の費用が、その公共施設ができてから老朽化し、廃棄されるまでの60年間にかかります。その建築物の生涯にかかる費用計算をトータルで把握し、建設計画から維持管理、将来におけるリフレッシュ工事計画を、財政的観点からもとらえようとするのがライフサイクルコスト研究であります。

平成7年、全国の自治体でいち早くライフサイクルコストの視点から公共施設の総合的な維持管理計画と利用計画、財政計画を統合した政策を実施したのが東京都目黒区でございました。その後、東京都、大阪市等がライフサイクルコスト研究を進め、政策化を実施しております。

自治体の財政危機が深まっておりますが、公共施設の維持管理を長期的に、しかも技術と財政の両面から問題を直視し、問題解決のための政策を立案実行することが、緊急の課題になっていると思います。残念ながら、県内のほとんどの自治体ではそうした政策がないのが実情です。しかし、全国に目を向ければ、ライフサイクルコストの研究を手がけている自治体の数は徐々にふえております。

このライフサイクルコスト研究とその施策化は、公共施設の寿命を延ばしたり、類似工事の一括発注によるコスト削減や発生主義会計へも応用できるなど、多くの利点があると考えます。

そこで、笠間市の公共建物で、総合計画期間中、つまり平成28年度までに、建築後30年を経過する施設はあるのでしょうか、あるとすれば、そのうち大規模改修をしていない施設はどれくらいでしょうか。また、それらの施設ごとに、中長期的な修繕計画が策定され

ているのかどうかお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 10番石松議員のご質問にお答えいたします。

小中学校のアレルギー有病率につきましては、今年度4月から5月にかけて実施した保健調査では、花粉症を含めて、小学校では全児童の21.2%、中学校では全生徒の20.0%となっております。その他の疾患としては、気管支ぜんそく、アレルギー性鼻炎、食物アレルギー、アトピー性皮膚炎などがございますが、学校では、今年度より、保護者に記入していただく保健調査表に、新たにアレルギーに関する調査項目を設け、疾患状況の把握に努めているところでございます。

また、アレルギー疾患につきましては、保護者から日ごろの様子を聞いたり、医療機関への受診を勧めたりなど、児童生徒が安心して学校生活ができるよう、配慮すべき点を保護者と連絡をとりながら対応しているところでございます。

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインにつきましては、財団法人日本学校保健会において、アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表及び学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが作成されたことを踏まえ、アレルギー疾患により、特に配慮を要する児童生徒に対して、医師の指示に基づく学校生活管理指導表が有効に活用されるようにするためのものと認識しております。

教育委員会としましては、平成20年6月に、文部科学省から、ガイドラインの活用に関する通知がありましたので、各学校へ通知いたしました。現在、学校では、医師の指示を確認する必要がある児童生徒には、保護者を通して、学校生活管理指導表を主治医に記入してもらい、学校生活上の注意点について確認し、対応しているところでございます。また、症例によっては薬の服用もあるため、保護者との連絡を密にするとともに、養護教諭を中心に連絡体制をしっかりとって対応するよう努めているところでございます。

次に、学校給食と食育に関するご質問にお答えいたします。

昨年4月、改正された学校給食法が施行されましたが、その第1条の目的に、学校における食育の推進を図ることという文言が新たに追加され、学校給食法を活用した食に関する指導の充実を図ることが明確に示されました。したがって、子どもの望ましい食習慣の形成や健康の保持増進、食の生産にかかわる方々とのかかわりや食文化の理解、生産、消費の理解といった学校給食の目標を達成するためには、今後食に関する指導の充実が一層重要であると考えております。

給食の時間では、準備から片づけの活動や会食の指導、栄養指導など、望ましい食習慣と食に関する実践力を見につけさせるよう、計画的、継続的に指導に当たっているところでございます。

また、教科等の授業でも、給食の献立を教材として活用するなど、食に関する指導を関連づけて指導するよう努めております。小学校社会科の時間では、農家の仕事を調べたり、また、小中学校の総合的な学習の時間では、野菜や稲を育てる農業体験活動を通して、食料生産に対する理解を深めたりなど、学校給食との関連を踏まえた学習も行われております。

また、学校給食法では、栄養教諭による指導を位置づけておりますが、本市でも、栄養教諭や栄養職員が専門性を生かして給食の時間の指導に当たったり、学級担任や教科担任と協力して、積極的に授業に参加して栄養指導や食習慣のあり方について指導に当たっております。

さらに、各学校においては、児童生徒の食に関する問題点として、朝食欠食率の増加傾向などが指摘されていることを踏まえ、食に関する指導と充実の啓発の観点から、早寝早起き朝ごはんのスローガンをもとに、食育の重要性を家庭に呼びかけるなど啓発活動にも取り組んでいるところでございます。

給食の時間と教科等の学習、さらに家庭との連携を通して食育を推進するとともに、今後も給食の時間における食に関する指導の充実を通して、学校給食の目標達成に向けた取り組みを推進していきたいと考えております。

次に、食育基本法に定められている地方公共団体等の責務と取り組みについてでございますが、地方公共団体の責務は、地域の特性を生かした食育推進に努めること。また、教育関係者や農林漁業者、食品関連事業者の責務は、相互に連携して食育推進を努めることとされております。

市としましては、給食で、より多くの地元産の食材活用の促進によりまして、よりよい食材の提供に努めていきたいと考えております。また、学校で、野菜や稲を育てるなど、農業体験活動を位置づけるなど、生産者との交流や、生産から消費までの体験学習を通して、食に関する理解を深める学習を展開しているところでございます。さらに6月は、食育月間、毎月19日は食育の日と位置づけたり、例年1月24日から1月30日は、全国学校給食週間と位置づけられておりますが、こうした機会に、学校では、給食集会を実施して、地域の食材の生産者や調理にかかわる食品関連事業者の方々を招いて話を聞くなど、食に関する理解や感謝の念を深めるよう努めているところでございます。今後もこうした学校、生産者、事業者との連携による食育推進に努めていきたいと考えております。

次に、栄養教諭の配置目的と業務内容についてでございますが、栄養教諭は、これまで、学校給食の管理だけではなく、食に関する指導の充実を推進することは、職務の柱として配置されたものでありまして、笠間市では、昨年度より、佐城小学校に1名配置されております。

栄養教諭に期待される役割としては、栄養教諭の授業参加によりまして、専門性を生かした食に関する指導の充実を図るということでございます。今年度は、市として、食に関

する指導を推進するため、市内学校で、栄養教諭と連携協力した食に関する指導が展開できるように、訪問指導の機会を広げる取り組みをしているところでございまして、今年度は、小中学校合わせて10校で、授業への参加や保護者を交えた研修会に参加予定となっております。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） それでは、石松議員の食育に関しまして、食育推進計画を策定する立場からお答えさせていただきます。

平成19年の一般質問の答弁で、今後、家庭や学校、地域や保健、医療、農業、食品関連業者、また関係機関と幅広く協議をして、食育推進計画策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております、とお答えしているところでございます。

まず、食育基本法の10条でございますけれども、地方公共団体の責務については、地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有するとされております。現在も、この法律で定められた国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成などの基本理念に基づきまして、また、この法律に基づき策定された茨城県食育推進計画によりまして、それぞれの分野の特色を生かしながら、笠間市においては、食生活推進員などと連携しながら、独自の施策を推進しているところであります。

しかし、笠間市においては、この法律でいうところの18条に定められている市町村食育推進計画の策定を行われておりませんでした。そこで今回、この市町村食育推進計画を策定し、笠間市の食育推進に関する施策を、総合的かつ統一した考え方にに基づき計画を策定し、施策の推進を図ることとしたものであります。

なお、この計画については、笠間市総合計画にある、市民が支え合い、健やかに暮らせるまちづくりの政策理念をもとに、食育推進を市民の心身の健康維持増進をするための実践計画と位置づけをし、健康増進計画と食育推進計画を抱き合わせた形の笠間市健康づくり計画として作成してまいります。

具体的なスケジュールといたしましては、本年度は、市民の意識や食状況の実態を調べるためにアンケート調査、分析を行い、平成23年度を計画策定の年とし、外部委員で構成する健康づくり推進協議会を設置し、家庭や学校、地域や保健、医療、農業また関係機関と幅広く協議をして、笠間市健康づくり計画を策定し、食育の推進に、さらには市民の健康づくりを進めてまいります。

次に、11条の農林漁業者等及び12条の食品関連業者等の責務及び取り組みについてであります。教育関係者や市町村の行う活動に協力、連携して行うとともに、自主的、積極的に食育の推進に努めるものと定められております。

笠間市では、産業経済部が主体となりまして、農業体験を生かした事業を展開し、自然



と触れ合える農業のすばらしさや命の大切さを実感してもらいながら、食への関心と理解を深めるよう努めているほか、市内飲食店事業者が市や商工会と連携し、食の町おこしで実施している笠間のいなり寿司事業において、いなり寿司のPRと合わせ、食育を目的に、子どもたちを対象としたいなり寿司伝統教室などが行われております。

最後に、繰り返しになりますが、笠間市の地域特性と笠間市固有の文化を生かしながら、教育関係機関はもとより、農林業者、食品関連業者とも連携し、総合的な施策として組み立ててまいります。

議長（市村博之君） 総務部長 塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長（塙 栄君） 10番石松議員の3番目のご質問でございます公共建物のライフサイクルコストについてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、市の公共建物で、総合計画期間中でございます平成28年度までに、築後30年を経過する施設はあるか、そのうち大規模改修をしていない施設はということでございますが、現在、市の管理する建物は全部で92施設ありまして、うち平成28年度で築後30年を経過する施設は、市民体育館など60施設ございます。内訳につきましては、学校施設19施設、社会教育施設17施設、その他本庁舎や消防署等の市施設16施設、市営住宅8施設でございます。

当市では、防水工事等の部分的な修繕は行っておりますが、大規模改修は、一部の学校体育館などを除きまして実施してございません。また、このうち庁舎や公民館など、今後大規模改修が必要と思われる施設は32施設ございます。

なお、学校施設につきましては、耐震化補強工事に合わせて改修を行っておりまして、今年度は、笠間小学校の校舎と岩間中学校の体育館などを実施し、今後とも学校の耐震化を推進してまいります。

二つ目の施設ごとの中長期的な修繕計画の策定についてでございますが、現時点におきましては、施設ごとに、その都度必要に応じた修繕で対応してきておりましたので、修繕計画は策定してございません。

しかしながら、今後の財政状況を考慮しますと、公共建物の長寿命化は必要でありますことから、中長期的な視野に立ち、また、修繕費の過度な集中を抑えるためにも、修繕計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

議長（市村博之君） 石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） まず、アレルギー対策について質問をさせていただきます。

小学生が21.2%、中学生が20%ということでしたが、これは全国に比べて多いのか少ないのか、そういう現状を私は知りたいということですので、その辺のところも少しお聞かせいただきたいということです。

それから、もう一つは、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインへの認識

は十分にもたれているということで、市としては、保健調査表でアレルギーの調査項目を設けて実態把握に努めているということであつたのですけれども、実態把握はそれで結構かと思いますが、実はガイドラインの中には、個別の疾患に対する具体的な対応も書かれておまして、例えば、アトピー性皮膚炎については、シャワーを浴びて汗を洗い流すことが適切だと、茅ヶ崎の例なんかも書かれていたりするのですけれども、そういうアトピー性皮膚炎に対する具体的な対応。あるいは学校給食ですね、進んでいるところでは、食物アレルギーの除去食をつくったりしているところもあるわけですけれども。どこだかの市政懇談会の中で、子どもがアレルギーで入学するときに非常に心配だという保護者の声も出ておりましたけれども、こういう学校給食に対する対応というのも、このガイドラインの中には書かれてあるわけですが、その辺は具体的にどうなっているのか。

それから、一番の問題、先ほどの質問の中でも申し上げましたが、学校給食後に亡くなった子どもがいるという、いわゆるアレルギーのアナフィラキシーですね、アナフィラキシー性ショック、アレルギーのショックですけれども、これのショックが起こったときに、30分以内にアドレナリンを注射をしないとだめだ、致命傷になってしまうということなのですけれども、これがそのガイドラインを見ますと、学校の先生が、そういうショック症状が起こった子どもに対して、アドレナリンの注射をすることは、医師法にも違反をしないし、刑事的にもそれから民事的にも責任は問われないんだということが明確に書かれました。そういう意味で、学校の先生が、このアナフィラキシー性ショックが起こった子どもに対してアドレナリンの注射をするということも求められてくるわけですね。アドレナリンを注射する注射器のことエピペンというのですけれども、こういうエピペンに対する対応というのは、きちんと教職員の中に認識がされているのかどうか、その辺も教えていただきたいと思います。

それと、保健調査表でアレルギーのことを調査するというのは結構なのですけれども、アレルギーの疾患に対する取り組みガイドラインを見ますと、保護者への丁寧な説明と、それから教職員全員が、アレルギーに対する認識を共有していくことが必要だということが強く書かれているわけですが、この辺ですよね。全体的に学校の先生の中で、どのように共有されるようなことが具体的にやられているのか。

それから、学校生活管理表の扱いについても、これは学校生活管理表というのがあるということをご存じでない保護者がたくさんいらっしゃいます。私は現実的にお話して知らないという方がいらっしゃったのですけれども、こういうものがあるんだよということも、きちんと保護者の方に説明をするということも必要かと思います。あるいは、アナフィラキシー性ショックが起こった場合なんかは、医療機関との連携も必要です。そういう意味では、医師会との連携も必要かと思うのですが、そういうところも丁寧に対応が必要だと思うのですが、その辺の対応はどうなっているのかということをお聞かせを願いたいと思います。

それから、学校給食についても幾つか再質問をさせていただきます。

食育基本計画については、19年の3月の議会では、私が質問したわけではなくて、萩原議員が質問されて、それに対する答弁だったかと思えますけれども、これは要するに、食育基本計画という市の独自の食育というテーマではつくらないと、いわゆる健康づくり計画の中に含めていくという認識なんでしょうか、これがなぜ健康づくりの中に含まれていくのか。県では、食育推進計画という独立したものができているのですけれども、なぜ市の場合には独立したものにならないのか、その辺のところを理由をお聞かせをいただきたいということです。

それと、県の食育基本計画を見ますと、一つ学校給食における地場産物の使用ですね、これはこのあと小磯議員が詳しく質問されるので、詳しい内容はお聞きしませんけれども、計画でいきますと、22.3%の県の現状を、22年度までに30%以上にするというふうに計画が定められているんですが、これに対する笠間市の取り組み、対応状況というのはいかがなんでしょうか。

それから教育ファームの取り組み、これは子どもたちが体験農業、農業を体験する活動なんですけれども、これも40%を22年度までに60%以上にするというふうに県の推進計画には書かれておりますが、これらに対する笠間の現状と対応ということについてはどうなのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

それと、栄養教諭の問題なんですけれども、笠間市の栄養教諭、何といいましょうか、学校給食時間にきちんと教育をやったりとか、あるいは訪問教育をやるとかというそういう具体的なお話があったのですが、私どもの問題意識は、これ全国でも問題になっているんですけれども、17年にこの栄養教諭制度ができたのですが、実は、今までの給食に対応していた栄養士さんが栄養教諭になっているわけですね。そうしますと、今までやっていた栄養士の仕事の上に食育というのが入ってくるわけですから、栄養士の仕事をやりながら食育を考えるわけですから、これはいわば労働強化になるというか、やらなきゃいけない仕事と同じ人にふえていくわけですから、非常にこれが全国で問題になっているのですね、一人二役をこなさなければいけないという。

先ほど、栄養教諭のお話がありましたし、それから栄養教諭だけではなくて、栄養技師さん、栄養士さんも含めて食育に取り組んでいるというように書かれたのですけれども、そういう説明はされればされるほど、本来の栄養士さんの仕事があって、これは仕事きつくなっているんじゃないかと、それで本当にきちんとした食育ができるんですかということを非常に私は疑問に感じます。

これは、国の食育推進基本計画の中にも書かれていることなんですけど、学校における食育の推進のためには、栄養士任せじゃなくて、各学校において食に関する指導にかかわる全体計画の策定が必要だと、そのためには学校長のリーダーシップの発揮が必要なんですよということも書かれているわけなんですけれども、この辺のあたり、21校ですかね、市内に

はあるのですけれども、21校に対して1人の栄養教諭でどういうことができるのかなというのを非常に私は、立派なことというか、素晴らしいことを並べられたのですけれども、その並べられた具体的な中身が実践的にやられているのかどうか、実行が伴っているのかどうか、これは1人の人間が2役と、非常に無理があるんじゃないかなと思うのですが、その辺をお聞かせいただきたいということです。

それと、通告の中にも書いてあるのですけれども、学校給食センター、プロポーザル方式でこれから建設、設計が進められていくわけなのですが、自校方式がいいのかセンター方式がいいのかというようなご議論も議会の中で取り上げられていたのですが、私は自校方式もセンターも、地域の環境、あるいは財政の問題があるので、どちらを選択してもいいかと思うのです。

問題は、新しい給食センターをつくって、どういう給食が提供されるのか、どういうことがそのセンターの中でやられるかということをもう少し聞かせていただきたいなと思っております。

あるところでは、ひとり暮らしのお年寄りへの配食、いわゆる給食センターは、給食だけじゃなくて、24時間体制で、ほかの事業にも使えるような複合の施設にするなんていうところも中にはございますけれども、笠間市の場合は、そういうことにはならないかと思いますが、ただ、食育だとか学校給食の現状を考えたときに、今回の設計に当たっては、アレルギー給食に私は対応しているべきだろうと思いますし、食育のセンター的な機能をもっているべきだろうと思いますし、それから環境問題からいきますと、給食の食べ残しですね、給食残渣のリサイクルにも対応できるような、そんな施設であるべきではなからうかと思うのですが、この辺が今の設計の議論の中でどういうふうにされているのかということをお聞かせをいただきたいなというふうに思っております。

それから、合併前からずっと要望しておりました友部地区内、旧友部地区内の小中学校の給食なんですけど、米飯給食、ゆめひたちをぜひコシヒカリにしてほしいということ。それから、ごはんが個別炊飯されていたのですが、食育の観点も含めて飯缶方式による大量炊飯にしてほしいというのが議会の中でも出されておりましたし、友部町時代の教育委員会の中でも出されていたのですが、現状がなかなか変わっておりません。これはなぜ現状が変わらないのかということについてお聞かせをいただきたいということです。

それから最後に、公共建物のライフサイクルコストについてですが、92施設中30年以上たつのが60施設ですか、それから大規模改修が必要なのが32施設だというふうにご答弁をいただいたのですけれども、これはどうなんでしょう、どれくらいの財政がこれから必要だということなんでしょうか。その辺、財源それからどれくらい必要だという必要額について、大枠で結構ですが、そういうことを把握され、対応策がどのように考えられているのか、もしわかるのであればご答弁を願いたいと思います。

それから、この大規模改修の必要性も書かれておりますし、これまでも学校の体育館等

々大規模改修がされてきたわけですが、私疑問に思うのですけれども、修繕計画とかそういうものがなくて、どうやってこの施設が大規模改修が必要だというふうに判断をされてきたのか、この判断基準についてお伺いしたいのと。それともう一つ、多分、学校は教育委員会で、学校の校長先生が管理されているのでしょうか、体育館の教育委員会なんでしょうか、それ以外の施設は、また別のところ、例えば指定管理者である工芸の丘の建物は指定管理者が管理されているのでしょうかけれども、管理している部署が全部違いますよね、そこで建物の修繕をやるわけですけれども、それぞれの管理者によってまちまちな管理に、私はなと思うのですが、こういうものについては、統一的なマニュアルだとか、担当者任せにしないチェック機能だとか、そういうものは笠間市にはあるのでしょうか、その辺についてお聞かせを願いたいと思います。

以上です。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） 石松議員の2問目のご質問にお答えいたします。

まず、アレルギーの実態の中で、笠間市が全国に比べてどうなのかというようなご質問がございました。これにつきましては、一つの例を申し上げますと、食物アレルギーは、小学校の例で申し上げますと、笠間市12.8%ということになっております。全国の、これは数字的には平成16年の数字ですが、9.2%ということですので、それから見ますと、笠間市の方がアレルギーを持っている児童が多いということになります。

それから、アトピー性皮膚炎等の対応でございますが、アトピー性皮膚炎の対応としては、保護者との連絡をとりながら個別に対応している状況でございます。特に水泳学習のときなどは、よく洗うこと、また、日常生活では、汗の始末など皮膚を清潔に保つことについて指導をするなり、症状によっては保護者と随時連絡を取り合って、主治医の診断を勧めるなど対応している現状でございます。

また、食物アレルギー等アナフィラキシー対応についてのご質問がございました。食物アレルギーへの対応としましては、配慮を要する児童生徒へは、毎月の給食献立表のほかに給食成分表を保護者に配付をして、事前にチェックをしていただくようにしております。また、食べられない成分の入った食材がある場合は、保護者がおかずを持参したり、学校で代替食を用意する対応をしております。アナフィラキシー性ショックの危険性のあるケースでは、保護者に、学校生活管理指導表を主治医に書いていただき、提出していただくと同時に、給食成分表を事前にチェックしていただくようするなど保護者との連絡を密にとるよう努めております。また、こうしたケースでは、給食の前後に薬の服用もありますので、養護教諭と担任が連絡をとり服用を確認するなどの対応をしております。

また、先ほど自己注射薬、エピペンの処方についてのご質問がございましたが、これにつきましては、医師の処方を受けて、このエピペンを保持するということにはなりますが、これについては、現在処方されている児童はございません。そういうことで、対応してい

る学校はないということになります。

それから、教職員に関する周知徹底ということですね、その件でございますが、養護教諭を中心となって、年度初めの会議等で情報を共有して対応をしているところでございます。当然ながら、先ほど申し上げました学校生活管理指導表を主治医に書いていただくということになりますので、主治医との連携もとっていると。ちなみに、この管理指導表が現在どのくらいあるかという、北川根小学校で1名、それから稲田小で1名、それから友二中で1名ということで、3人ということになっております。

それから、食育推進計画に伴う目標値のご質問があったかと思えます。学校給食、地場産物関係、例えばこの場合は、食材数ベースで、国は21%を、目標値30%ということになっていますが、笠間市においては現在27%ということになっております。

また、教育ファームにつきましては、この数値は、60%以上というのは市町村、取り組みを行う市町村の割合を全国60%ということなので、笠間市で60%ということではございません。笠間市におきましては、ほとんどの学校でこの取り組みを行っております。

それから、栄養教諭の関係でございますが、現在、県内では、栄養教諭47名ということで、1市町村で大体1名の割合で今配置を、県の方から配置をさせていただいております。先ほど申されましたように、栄養職員、要するに栄養士ですね、栄養士の経験のある者に教員免許を取らせて栄養教諭ということで配置をしているのですが、この際、単位の取得の問題とか、そういうものもございましてなかなかふえないというのが現状です。

そういうことから、現在7名、栄養士または栄養教諭を入れて笠間市では7名おりますけれども、そういう中で、食育についていろいろ活動をしております。確かに、非常に栄養士の仕事と食育と両方ということなので、本来の仕事ができないんじゃないかということでございますが、学校給食も、食育基本法の中で食育ということも大きく位置づけられておりますので、今後、改善に向けて県の方も取り組んでいくのではないかと考えております。

それから、学校給食センターのご質問でございますが、笠間学校給食センターにおけるアレルギーの給食、食育、給食残渣のリサイクルへの対応でございますが、笠間学校給食センターの設計に当たっては、学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルなどを遵守するとともに、安全かつ安心な学校給食を提供することを最大の目的としておりますので、食物アレルギーに対応した調理が可能な設備についても整備を行ってまいります。また、環境に配慮した施設づくりを目指すことも重要な位置づけであると考えますので、できる限り給食残渣の発生や排出を抑制し、再資源化への対応が可能である施設を目指してまいりたいと考えております。

なお、学校給食は、生きた食育の教材として給食を提供することにより、豊かな感性や正しい食習慣を養う場であると位置づけられており、食育活動の一環として、自分たちが食べる給食はどのようにつくられているかを勉強することは大事でありますので、調理工程な

どを見学できる機能を有した施設にしたいと考えております。

最後に、友部地区の米飯給食についてでございますが、米は県の学校給食会が取り組む地産地消の推奨銘柄であるゆめひたちを産地指定で使用し、弁当方式により米飯を提供しております。

この弁当方式は、飯缶方式と比べて割高であることから、おかず代である副食費にかかる経費をより多く確保するため、コシヒカリより価格の安いゆめひたちを使用しております。また、炊飯は、茨城県学校給食会を通して地元業者へ委託しておりますが、炊飯方式をかえるためには、受託業者は多額の設備投資が必要となることから、現在まで改善されておられません。

しかしながら、平成24年度までに、笠間学校給食センターへの建てかえを予定しておりますが、この新センターで、市内すべての小中学校の炊飯業務を賄うことを検討しております。新しい笠間学校給食センターの完成後は、米の銘柄はコシヒカリ、炊飯方式は飯缶方式に統一する予定であります。

以上です。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

保健衛生部長（菅井 信君） 石松議員の再度の質問にお答えいたします。

食育推進計画を健康づくり計画として、なぜ単独でつくらないのかという質問でございますけれども。まず、健康づくり計画の我々が考えている考え方でございますけれども、まず、健康増進法に基づく健康増進計画、これを法律でもって努力義務として、市町村が努力義務として定められてございます。また、食育基本法に基づく食育推進計画も同様に努力義務として市町村が策定するということになってございます。

まず、その食育増進計画の要素でございますけれども、その中で、健康そのものについては、運動だったり、それから食だったり、それから休養だったりという健康に対する大きな要素があります。その中で、健康増進計画の中で、食育に関する部分、食に関する部分が非常に大きなウエートを占めることになります。

したがって、今回の計画につきましては、あいまいな形にする、あいまいというのですかね、二つを完全にミックスさせたというよりも、健康増進計画とそれから食育推進計画、この計画、法律に基づいたものについては、きちりと計画を策定する。それに加えてこの二つを一緒に策定することによってより効果の上がる、実質的に効果の上がる計画にしていきたい、そうしなければならないというふうに考えておりますので、ご理解の方をお願いしたい。

議長（市村博之君） 総務部長塙 栄君。

総務部長（塙 栄君） 石松議員の公共建物についての再度の質問にお答えしたいと思います。

先ほど、今後、大規模改修等が必要と思われる施設が32ございますというお話をしたと

ころでございます。しかしながら、それらの個々について、例えば、建物の劣化度の調査でありますとか、修繕費の全体額を、現在のところは把握してございませんので、どのぐらいの財源が必要かということでございますが、まだ試算はしていないという状況でございます。

しかしながら、私どもの公共団体におきまして、笠間市におきまして重要な財源でございます地方交付税でございますが、これが約50億円程度毎年入ってくるわけでございますが、ただいま合併特例法によりまして、合併算定がえという制度でもって算出されてございます。合併後10年間は旧3市町が合併しなかったものとして算定した数字と、新笠間市で算定した数字のいずれか高い方の額が交付されておるところでございますが、これが10年を経過しますと、その差額の、11年度は90%、12年度は70%、13年度は50%というふうに低減していく。現在のところ、合併算定がえと笠間市一本算定で行った差額は約12億円ございますので、これらの措置額がなくなるということが将来的に見越せるところがございますので、そういう状況を勘案しますと、建物のライフサイクルコストという試算は大変重要ではないかというふうに考えているところでございます。

それから、修繕計画がなくして、何を判断基準として行ってきたのかというご質問でございましたけれども、現在までのところ、各担当部署による目視とか、定期点検等の報告によって施設の機能に支障が生ずるおそれがあると判明した時点で随時修繕を行ってきたという状況でございますので、やはり修繕計画が必要であろうというふうに考えておるところでございます。

議長（市村博之君） 石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） アレルギーの問題について詳しくご説明をいただいたのですが、一つは、今エピペンを使うような状況の子どもはいないということなのですが、エピペンを使うような子どもがいつ出てくるかも限らない、それから、さっき全国との比較を聞きますと、若干ですがアレルギーの子どもが、笠間市の場合は多いという現状等々を考えますと、私はやはりその取り組みガイドラインに沿った認識を、学校の職員の皆さんにはぜひもっていただきたいというふうに思うのです。

それと、個別の対応を具体的にするということが、それと同時にもう一つは、子どもの心の問題でもあるのですけれども、先ほど申しましたが、アレルギーが特殊なものではないのだと、やはり疾患なんだという認識が全国に広まったというのが一つの成果だというふうに、質問の中にも申し上げたのですけれども、いまだに、やはり特別な扱いをされたり、あるいは食べ物に対する好き嫌いの問題に矮小化されてしまったり、保護者も含めてそういう状況というのはなきにしもあらずというが、現状あるわけですね。

そういう意味でいいますと、やはりアレルギーというのは一体どういうものなんだ、それにはどう対応しなきゃいけないのかというのは、繰り返しになりますけれども、教員と保護者と、そして子どもたちと、三つにきちんと私は伝えていかなければいけないし、共



有化をしていかなければいけないと思います。もっといえば、私は病院、医師会との連携も必要かと思うのです。そういう意味で、取り組みガイドラインだけでは、私は不十分さを感じているんです。そこを補うような意味で、質問でも取り上げておりますけれども、笠間市独自のそういう対応策というか、方針、マニュアルみたいなものをつくる必要があるんじゃないかなというふうに、現状を見て私はそう思いますけれども、その辺の認識について最後ご答弁をいただきたいということです。

それから、学校給食の問題についてなんですけれども、学校給食のアレルギーの問題、あるいは食育の問題、それから給食残渣の問題については、十分認識をされているということでご答弁いただいたので、それで結構かなというふうに思うのですが。ただ、今までの市政懇談会だとか、いろいろな議会での質問に対する答弁を聞いていて私が感じているのは、一つは、財政効率性としてどこがいいのかとか、センター方式がいいとか、自校方式がいいとか、これは随分議論の中でも出されていきました。それから子どもたちにかに安全安心な食を提供するのかということもいろいろなところで議論されているんですね。ただ、食育のことというのは、残念ながら学校給食センターとリンクして、食育のことが議論されているところというのはないのです。議会の中でも当然なかったのですけれども。

私は、これだけアレルギーの問題等々含めて食育が大事になってきているというのは、この学校給食センターの建設問題を通してそういう議論を広げていく、私はきっかけになるんじゃないかなと思うのです。私自身も、この給食センターの建設の問題を通して本当に食育のことだとか、子どもたちのアレルギーのことを考えたのです。その意味で、この給食センターの建設についてももう少し全市的な議論、全市的にどういう給食センターが今の学校給食のあり方の中で進められようとしているのかという情報公開を私はもっとしていただきたいなと思うのです。

残念ながら、市のホームページについても、予算計上はされていますけれども、これまでどういう議論がされてきたのか、プロポーザル方式になるけれども、どういう問題意識でプロポーザルにするのかという、そういうことはどこにも情報公開されていないわけです。食育の議論で私は、自分自身もそうでしたけれども、きっかけになるので、公開をした議論の進め方というのをぜひやっていただきたいのですが、そういうのは可能なのでしょうか。

それから、米飯給食については非常に問題ですよ。わざわざ割高な弁当方式を選んで副食費を削るなんて、こんなばかなことやっているって許せないのですよ。これが給食センターで変わるということですから、それはぜひともそういうふうにしていただきたいなと思います。こういうことを、二度と私はやはりやらないでいただきたい。銘柄の問題じゃなくて、こんな本当にふざけたこういうやり方というのは許せないことです。絶対これは直していただきたいということを強く申し上げたいと思います。

それから、公共建物のライフサイクルコストの問題についてなんですけれども、これ<sup>32</sup>

施設、地方交付税の問題先に言われてしまいましたけれども、12億円に減るという話なのですが、これやはりどれぐらいかかるのかというのを、一市民としても知りたいです。これからの笠間の財政の将来を考えたときに、本当にどうなるんだろうかというの、本当に心配なところなんです。

耐震構造に対する改築というのは、結構問題意識として議論されてきているのですが、だんだん老朽化していくことに対するコスト意識というのは、市民も含めてやはり議論するし、考えたりする機会やはりなかったと思うのです。そういうことを考えたり提起をしたりするためにも、私は、ほかの自治体がやっているようなライフサイクルコストの試算研究というのもぜひやっていただきたいですし、そういう試算に基づいた修繕計画、それがやれるかどうかというのはその別問題ですよ、年度年度の予算の問題ですから。しかし、こういうお金が必要なんだよ、こういうふうに通建物を維持していくために財源が必要なんだということを、市民に明確にするのは、やはり行政の責任ではなかるうかなと思うのです。そういう行政責任の観点からいったときに、ライフサイクルコストの施策と申しますかそういうのをぜひ導入をして修繕計画をつくっていただきたいと思います。修繕計画をつくるということなんです、ライフサイクルコストについても、研究ないしは検討していただけるのかどうか、このことについて再度ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） 3問目の質問にお答えいたします。

まず、対応指針マニュアルの独自のものがないかというようなご質問でございますが、児童生徒のアレルギーに対策について、市独自の対応指針マニュアルはございません。気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎、食物アレルギー、アナフィラキシーの五つの疾患を持つ児童生徒には、先ほど申し上げましたように、ガイドラインに基づき、学校生活管理指導表を学校に提出するようになってございます。

学校では、学校生活管理指導表をもとに、教職員が、学校給食やスポーツ活動、校外授業などあらゆる場面で日常生活の配慮を行い、緊急時には、教職員だれもが閲覧できる状態で一括して管理をしております。学校、保護者、主治医の三者が、学校生活管理指導表によってアレルギー情報を共有し、それぞれが連携することにより、アレルギー疾患を持つ子どもが安全安心に学校生活を送れるようにしております。

市独自の指針、マニュアルを作成してはということでございますが、ガイドラインの学校生活管理指導表により十分対応は可能であると考えております。また、授業等の中で、アレルギーに対する勉強やら、それから保護者に対しては、給食の対応等で十分PRに努めております。

また、先ほど質問の中でも申し上げましたけれども、答弁申し上げましたけれども、年度初めの教職員の会議の中で、アレルギーを持った子どもばかりではございませんが、疾

病を持ったそのような児童生徒に対しての情報を共有し、対応をしているところでございます。

それから、学校給食の問題でございますが、プロポーザル方式を取り入れようということで現在考えてございます。

その内容につきましては、当然コストの問題とか、環境、それから効率性の問題とかそういうもの、あとはそれぞれ設計の中で考え方がいろいろ違って来るかと思いますので、そういうものをいいものを取り入れたいというようなことで、プロポーザル方式を採用し進めてまいりたいと考えております。そのようなことから、当然ながらそういう中身の結果等については、広報等で知らせていきたいと考えております。

また、先ほどは、私の答弁の中で、議員の方がちょっと誤解を受けたのかなと思っておりますが、友部の米の問題につきましては、従来から旧友部町で、推奨米であるゆめひたちということでそれを進めてまいりました。これについては、全県の中で進めてきたところございまして、その一つとして友部は進めてまいりました。合併前の岩間、笠間は、その中ではコシヒカリを選定していたというようなことでございまして、内容的には、先ほど答弁申し上げましたようないろいろな問題がございまして、かえられなかったわけですが、今後、給食センターの整備に伴いまして統一をしていきたいというように考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 総務部長 塙 栄君。

総務部長（塙 栄君） それでは、石松議員の質問にお答えします。

公共建物につきまして、今後、いつ、どの時点で維持管理費を要するかを試算することによりまして、中長期的な修繕計画が検討でき、計画的な予算執行を図ることが期待できますので、ライフサイクル、つまり施設の生涯費用の試算は極めて重要であると思っております。

今後、建物の新築に当たっては、ライフサイクルコストを十分に勘案し、また、既存施設のライフサイクルコストを試算できる体制づくり、と同時に、現在は、各部に所属する建物は、それぞれの担当部署で管理している部分の管理体制の一元化を図れるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議長（市村博之君） 10番石松俊雄君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、11時10分に再開します。

午前11時00分休憩

---

午前11時11分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番杉山一秀君の発言を許可いたします。

20番（杉山一秀君） 一般質問をさせていただきます。

友部池野辺線道路拡幅並びに県道真端水戸線、大橋池野辺区間の改良についてお尋ねをいたします。

担当した皆様のご努力によりまして、友部駅北口に非常に早くつくことができる友部池野辺線、私たちは、滝川池野辺線といっていますけれども、実際は友部池野辺線で、道路を新設していただき大変感謝を申し上げます。

しかし、池野辺地区内に入り、もう少しで池野辺公民館に通ずる道路となるわけですが、完成する期間が過ぎてもなかなか完成しないので、その機能が発揮できないでおります。なぜ完成できないのか、その進捗状況をお尋ねをいたします。

また、県道真端水戸線につきましては、私が議員になりました約20年前より改良を訴え続けておりますが、昨年やっと東洋ゴルフ場前をちょっと改良しただけでとまってしまいました。特に、大橋池野辺の住民も一日も早い完成を期待しておりますが、その後、どのようになっているか、その見通しと進捗状況についてお尋ねをいたします。

次に、戦没者追悼式についてお尋ねをいたします。

世界中を巻き込んで、戦争のため、とうとい命を犠牲になった人たちへの感謝の念はいつも忘れたことはありません。戦没者の追悼式を毎年各地で行うことは当然であります。しかし、旧笠間地区には5カ所、友部地区には3カ所、岩間地区には2カ所の慰霊碑が建立されており、各地域の人たちがこの慰霊碑の前に集まってお参りをしております。私と畑岡議員ともども旧大池田地区の皆さんとともにお参りをしておりますので、各地区の方々も多分そうしていると思います。

しかし、それとは別に、何百万円もの経費を使い、笠間市公民館に多くの人を集め、戦没者追悼式を行っております。日本国としては、8月15日、天皇皇后両陛下出席のもと追悼式を行っておりますことは皆様もよくご存じのことと存じます。ですから、笠間市公民館を使い、何百万円もの経費をかけて追悼式を行う必要がないと思います。もし、笠間市全体で追悼式を行うのであれば、各地区にある慰霊碑をどこか1カ所に集めて、合同でお参りすることがいいのではないかと思います。各地区それぞれに追悼式を行い、さらに公民館を使い追悼式を行うことは大変ナンセンスと思います。

そこで、お伺いをいたします。一つ目、なぜ各地区の慰霊碑を1カ所に集めないのか。二つ目、何百万円の経費を使い笠間市として追悼式を行う理由とは何か、これらについて、大変疑問に思いますので詳しいご説明をお願いをいたします。

次に、観光案内についてお尋ねをいたします。

笠間市にはたくさんの観光地があります。有名な神社やお寺、その他1日や2日では訪れ切れない場所があります。しかし、宝の持ちぐされというか、一つ一つを回って説明をすることはなかなかやっております。今、観光協会でも、やっと計画とし、実施に移そ

うとしておりますが、笠間市としても、観光客に対して、回るコースづくりをし、1日あるいは2日で回れるようなことの作成をし、提供していくことが大変大切なことではないかと思えます。

笠間市も年間300万人もの観光客が来るわけですから、このような思い切った企画立案が必要ではないでしょうか。

そこでお伺いをいたします。一つ目、コースごとに案内の車を用意する。二つ目に、昼食等の場所を案内する。3番目、コースの予算などを提示する。4番目、各観光施設について専門に説明する人を配置する。5番目、宿泊する人のための旅館などの案内等を計画し、観光客にわかりやすく説明の作成をすることが必要ではないでしょうか。

笠間市に来てよかった、笠間のことがよくわかったと思われるような体制づくりが必要ではないかと思えます。担当者のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

次に、来栖下郷地区の道路拡幅についてお尋ねをいたします。

この道路は、途中までは広くなり、新しく国道355号線ができてくるわけですが、どういうわけか来栖地内の道幅は狭く通行に大変困っております。近くには、県営住宅もできているために、非常に自動車の往来も激しくなってきました。

このたび、道路の片方のみU字溝を設置していただいた道路もありますが、まだまだ狭くてどうしようもありません。何とかしてほしいとお話をしましたが、そのうちにといいだけで、いつ広がるかはさっぱりわからないと、住民の方はぼやいています。生活道路でもあります。ぜひ早急に改良をしていただきたいと思えますが、ただいまのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

次に、結婚したい方々への応援策についてお尋ねをいたします。

どこへ行っても、少子化のせい、児童数が少なくなり、いよいよ学校も合併しなければならぬと、各地域でぼやいております。だれでも知っているとおり、子どもが産めるのは若い人であり、それには、早く結婚していただかなくてはなりません。

以前は、隣のおじさんや世話好きの人たちによって、よく縁談話をもってきたものですが、今はもってきてくれませんし、話さえしなくなりました。知人や近所の人には全く知らん顔です。真剣に考えているのはむしろ親たちであり、中には、親たちが息子や娘のために見合いをしているとよく耳にします。こんな時代だからこそ、行政に携わる人たちが何かアイデアを出して応援しなければならぬと思えます。

茨城県では、結婚相談所のようなものを開き、物すごい数の人たちが結婚されていると発表しておりますが、地方においては本当に難しい限りです。この件について、今後どのように対応をされるのか、そのお考えをお伺いいたします。

以上、5点についてお伺いいたします。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 20番杉山議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、市道友部池野辺線と県道真端水戸線との接続が何ゆえできないのかとのご質問でございますが、この両路線が接続する取り付け区間については、道路管理者であります茨城県と笠間市が計画段階で協議をして、交差点の形状、施工区分などについて調整し、事業に着手をいたしました。

この協議において、笠間市が施工する内容でございますが、現在までに工事が完了しているところから県道真端水戸線までの取り付け区間110メートルの用地買収を行い、用地の完了を待って茨城県が工事を行うこととなっております。現在のところ、取り付け区間の用地買収済み延長が約50メートル、地権者との合意に至っていない未買収延長が約60メートルでございます。引き続き用地取得に向けて交渉を進めてまいりたいと考えております。本市といたしましては、友部池野辺線の整備効果を発揮させるためにも、茨城県と連携して取り付け区間の早期完成に努めてまいります。

次に、県道真端水戸線の現在の状況と今後の見通しでございますが、現在の進捗状況については、全体計画延長1,820メートルのうち、既に工事が完了し、供用されている区間は、一昨年前に整備をいたしました380メートルでございます。残りの区間の1,440メートルについては用地買収を行っており、現在のところ全体の用地買収率は約4割となっております。

今後の見通しでございますが、茨城県からは、事業用地の協力や事業費の確保が課題としてあり、完成までには期間を要すると伺っておりますので、本市といたしましては、早期完成に向け、用地取得の事業協力や予算確保について、茨城県に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、来栖下郷地区の道路改良についてでございますが、議員ご質問の道路は、笠間駅と来栖集落を結ぶ市道笠237号線で、幅員が3.5メートルから4.5メートルの未改良の生活道路となっております。

議員ご質問の市道改良については、地元からの要望などは出ておりませんが、市では生活道路の幅員については4メートル以上が望ましいと考えておりますので、本地区の道路改良については、地元の意向を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

議長（市村博之君） 福祉部長藤枝政弘君。

〔福祉部長 藤枝政弘君登壇〕

福祉部長（藤枝政弘君） 20番杉山議員のご質問にお答えいたします。

各地区の忠魂碑につきましては、議員ご質問のとおり、笠間地区に5カ所、友部地区に3カ所、岩間地区に2カ所建立されており、毎年8月15日を中心に、遺族会の方たちが参拝を実施しております。

忠魂碑は、各地区遺族会が維持管理をしており、各地区に生まれ育った先人が、国のためまた愛する家族のためにとうとい命をささげられたことで、大切な一家の柱を失った遺

族がそのみたまをお祀りするものであり、また、平和のとうとさを後世に語り継ぐため、長期にわたり遺族会が中心となって各地区で守り続けてきた忠魂碑を1カ所にすることはできません。したがって、引き続き各地区で維持管理をしていくことが望ましいと考えております。

次に、追悼式を行う理由についてでございますが、市戦没者追悼式は、さきの大戦により戦没された1,700余名のみたまに対し、多くの戦没者遺族や関係者が一堂に集い追悼の意をあらわすとともに、ご遺族のご労苦に対し深い敬意を表し、市民を挙げて恒久の平和を祈念し、市勢発展への決意を新たにするために実施するものであります。

なお、本年度は、8月21日に、約400名参加のもと戦没者追悼式をとり行い、これに用いた費用は約130万円でございます。この戦没者追悼式を挙げるにより、悲惨な戦争を風化させることなく、また、二度と繰り返さないためにも、市民を挙げて後世に継承する責務があり、市としては大切なことと考えております。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 20番杉山議員のご質問の、観光案内について、1番から6番の内容についてお答えを申し上げます。

昨年度から、笠間観光協会が、笠間の特色を生かした周遊体験型旅行プランを、笠間発信として、観光推進マネジャーを中心に企画商品化し、民間旅行代理店を通じて販売をいたしました。

さらに、笠間観光協会は、本年4月に、笠間発見ツアーズという名称で第2種旅行業を登録し、事業活動を行っております。今年度の笠間発見伝は17コースを企画し、インターネットや旅行代理店を通じて販売しております。現在までに約50人を超える利用があり、先般、議員の皆様にも体験をしていただきました。また、本年11月からは、第3弾として、笠間市内の宿泊施設を組み入れたプランを企画中でございます。

このように、笠間発見伝は、特色ある笠間の観光資源を活用した着地型旅行商品として観光振興基本計画の目標である通年滞在型観光地を目指したものでございます。参加したお客様からは好評を得ており、関係団体やそれぞれの観光拠点における受け入れ体制はできておりますが、販売促進や宣伝がまだ十分とはいえない状況にありますので、笠間観光協会と連携をいたしましてさらにPRをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 20番杉山議員の質問にお答えをいたします。

少子化の一因であります晩婚化や未婚化という状況に対しまして、今後市としてどのような応援をしていくのかというご質問でございますが、本市では、結婚を希望する男女の

出会いの場づくりを促進するため、平成20年度から出会い創出支援事業を実施しております。

事業の内容でございますが、一つ目に、市内の団体が出会いの場づくりとしてパーティーなどを開催する事業に対しまして、10万円を限度としまして事業費の一部を助成する制度を設けており、今年度は、岩間ライオンズクラブ、JA茨城中央、大好きかさま結ネットの3団体により出会いの事業が実施され、男性72名、女性69名の参加があり、20組のカップルが誕生いたしております。なお、20年度から現在までに、延べ人数で男性203名、女性180名が笠間市内で開催された出会いの事業に参加をしております。

二つ目に、結婚相談事業として、結婚を希望する独身男女を募集登録し、パートナーの紹介やパーティーの開催などを実施している茨城県のいばらき出会いサポートセンターへの入会を促進するため助成制度を設けており、今年度は、現在までに10名の方に入会金1万円の2分の1の5,000円を助成しております。なお、平成20年度から現在までに22名の方に助成しているところでございます。

結婚は、出会いのきっかけづくりが重要でありまして、笠間市内だけの狭い地域で事業を進めるより、ある程度広い地域で進めることが有効であります。市としては、今後とも、いばらき出会いサポートセンターとの連携を図り、市内でのパーティーを開催してもらうなど、出会いのための事業支援を引き続き推進するとともに、親たちに対する結婚支援に関するセミナーの開催や情報交換の場の設定、さらに緊急雇用創出事業を活用した結婚相談事業などを検討し、笠間市における結婚応援施策を強化してまいります。

議長（市村博之君） 杉山一秀君。

20番（杉山一秀君） それぞれのお答えをいただきまして、わかったようなわからないところもありますね。非常に、簡単なお返事によるところがありますけれども。友部池野辺線、もうちょっとでつながるのになかなかこの110メートルあって50メートルが決まっていて60メートルがまだ決まらないということですが、非常に短いというか、何で決まらないのかわかりませんが、これは地主によっていろいろ考えがあるのでしょうけれども、もし、それが決まらなかったらば、どういうふうに進むか、そここのところちょっと聞きたいな。とにかく、今のところはそれが一番の問題ですから、もし決まらなかったらどうするのかということをもまず聞きます。

それから、水戸真端線については、4割の人が買収に応じたけれども、あとは買収に応じないということでございますが、コースがわからないのです。どこを通るのかなというそのコースなんかが、前に教えてもらえないのかどうか、そういうことについて、ちょっと聞きたいなということがあります。何だかあっち通ったり、こっち通ったりさっぱりわからないということがあります。

それから、来栖の下郷のことでございますが、まだ地元からぜひやってくださいということはないようでございますが、やはり笠間市としても、ほうっておけないような気がす



るんです。そういうことで、いつのころから取りかかるのか、そういうことがわかれば、ちょっと教えていただきたいなということが1点であります。

それから、戦没者の追悼式についてでございますが、何だ今まで忠魂碑を建てたところはそのままにしておいて、笠間市公民館でやった方がいいという考えになったのでしょうか。地元の人が地元でやったり、また笠間市全体で追悼式をやったりというのは、何ら腑に落ちない。私も、実は公民館には行っておりません。というのは、各地区にそれぞれあるものですから、そこに行ってお参りをして終わりということにやっておりますが、そういうことがこれからも続けていくと思うのです、今の答えはね、そういうことが本当にいいのかどうかと考えたときに、やはり1カ所に集めた方がいいのではないかというふうに考えるのですが、その辺のところをもう一度お答えをいただきたいと思います。

それから、観光案内ですけれども、まるっきり観光協会にお任せしちゃって、市役所の方へは全然考えないみたいなのところがあるみたいで、やはり笠間市は観光の町ということで売っていかないとなかなか容易ではないのではないかと思います。

それで、笠間市では、旧笠間、友部、岩間、大変な観光地があります。そういう観光地をぜひとも笠間市役所としてもいろいろ考えていっていただきたいなということを提案しますけれども、そういうことについてもう一度お答えをいただきたいと思います。

それから、結婚したい人の応援策では、大分補助金を出したり、あるいは県の結婚相談所に登録をしたり、また、笠間市でも、203名の男性、女性が180名集まったと、一般には、全然知られていないのですが、知る必要はないでしょうけれども、20組が決まったということの市報か何かでやはりやってもらった方がいいのではないかと思うのです。そうでないと、一般の人は、何だ全然笠間市ではやっていないのじゃないかという人が多いのです。そういうことをもう少しPRをしていただければどうか、お尋ねをいたします。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長（仲田幹雄君） 杉山議員の再度の質問にお答えをいたします。

初めに、友部池野辺線の110メートルの区間の未買収の用地の協力が得られなかったらどうするのかというご質問でございますが、これまで、道路改良等で用地買収を行ってきまして、買収ができなかったというのはございません。したがって、地権者に対して誠意をもって用地の交渉に当たって用地買収をしてみたいというふうに考えております。仮に、用地の協力が得られないということであれば、暫定的な迂回道路なども検討する必要があるかと考えております。

次に、真端水戸線のルートがわからないので教えてくれるのかどうかということでございますが、これまで、茨城県では、この事業の推進に当たりまして、地元の説明会等で平面計画図を示しましてルートなどを説明してきたところでございます。議員がわからないということでしたら、担当の方に計画図がございますので、ごらんいただければというふうに思います。また、地元の方でわからないということでしたら、私ど

もの方で説明にあがらせていただきたいと思います。

次に、来栖下郷地区でございますが、いつから取り組むのかということでございますが、まず、道路を拡幅する場合には、用地の協力が必要でございます。そのためには、権利関係の問題がございますので、地元の意向を確認する必要があると考えております。したがって、まず、地元の区長さんなどを通して、地元の意向を確認をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 福祉部長藤枝政弘君。

福祉部長（藤枝政弘君） 杉山議員の再度の質問にお答えいたします。

まず、忠魂碑につきましては、先ほども答弁いたしました。各地区で管理をしていただき、8月15日を中心として、お花をあげていただいたり、お線香をあげていただいたりしているところでございます。これにつきましては、引き続き各地区で維持管理をしていくことがよいことと考えております。

また、戦没者追悼式でございますが、国のために命をささげたまに追悼の意をあらわすことは、市民をあげて追悼の意をあらわすことは大切なことと考えておりますので、引き続き実施していきたいと考えております。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 杉山議員の再度の質問でございますが、観光協会だけがやっているというお話でした。議員ご提案のコースの案内あるいは昼食の場所、あるいは予算、いわゆる旅行商品としての企画、立案、販売などにつきましては、旅行業としての業務内容でございます。したがって、当初は市で取り扱いませんので、資格者である観光マネジャーを中心に、民間会社と連携をして販売いたしました。

さらに、先ほどお話ししましたように、笠間観光協会が旅行業の登録をしたということで、これらの業務内容ができるということでございますので、今後につきましても、その業務の中でさらにPRをしていきたいと思っております。さらに市としましても、地域の文化あるいはまだまだ笠間にも魅力ある場所がございます。そういうものにつきましても、着地型の旅行商品ということで、積極的に地域の方と連携をして、商品化に向けてまいりたいと考えております。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） 再質問にお答えをしたいと思います。

今現在、市内の団体が出会いの場づくりとしてパーティーなどを開催する事業に対しましては、先ほど申し上げましたように10万円を限度として補助を、事業費の一部を助成しているというようなことでございます。そういう部分につきましては、多くの団体にそういう場づくりを実施していただくよう、これからはしっかりとお願いをしてみたいと思います。

それから、県のサポートセンター、出会いサポートセンターへの入会促進をするための助成制度も市独自で設けておりますが、その辺につきまして、出会いサポートセンターでこういう取り組みをしているというそういうことのPR、そういうことも兼ね備えて積極的にPRに努めていきたいと思えます。

それから、先ほどの20組が決まったというようなことでございますが、ちなみに、22年度、先ほど申し上げましたが、JAの茨城中央さんで、農業体験交流、グリーンパートナー体験パーティーという銘打って実施をしていただいておりますが、その中では、4組のカップルが誕生したということで、これが結婚に結びついたという数字ではございませんので、その辺についてはご理解いただきたいと思えます。

それから、岩間ライオンズクラブさんでフィット・パートナーパーティーというようなことで実施をしていただきましたが、このときには15名のカップルが誕生したというような、それから三つ目に、大好きかさま結ネット、それからいばらき出会いサポートセンターが主催をするような形でパーティーを開催していただいておりますが、そのときには1組のカップルが誕生していると、あわせて20組というようなことでございます。

議長（市村博之君） 杉山一秀君。

20番（杉山一秀君） 最初に、友部池野辺線についてお尋ねをしますが、もし買収ができなかったときには、迂回道路をつくるなんて考えているようでございますが、いつまでというか、までに協力をしていただけなかったら、そういうことを考えるのか、その時期などについてお尋ねをいたします。

それから、県道真端線について、コースは、全然わからなかったね私、だけれども、担当課のところに行くとき全部わかるというから、これまた大したことがあったんだなと思って、説明する、説明に行きますよというから、住民の人も、知りたかったら説明に来てくれるんだなと思って、そのところをもう一度確かめておきたいと思えます。お願いいたします。

それから、来栖下郷地区の道路については、地元の方からまだ上がってきていないというからやらないということですが、一応区長に話をして、地元の方が、道路にかかる土地についてどうなるかということをお早く聞いて、申請をしたいなと思っております。これは結構でございます。

それから、観光案内については、もう少し、どんどん観光協会がやっているということになりましたから、堂々と市役所としても宣伝をしていただきたいなと、そういうことによって、やはり日本じゅうにどんどんと広がっていくのではないかとこのように思えますので、そのPR方をお願いをいたします。

それから、戦没者追悼式のことですが、やはり地元の慰霊碑はそのままなんですね。地元でお参りしたり、笠間市でお参りしたりと二重にやろうということのようで、今ご説明があったわけでございますが、非常にややこしいなというふうに思うのでございます。何

で一つになれないのかななんて思ったりもするのですが、そのことについてもう一度お尋ねをいたします。なぜそういうことができないのかということです。

それから、結婚のことについては、大分今のお話ですと、成婚がしているように思えます。大分結婚される方は多いみたいに思うのですが、一般の人、関係がないといえばそれまでですが、本当にわからないのです。どんなふうに決まっているのか、どんな会があってどういうふうにやったかわかりませんので、そういう決まった数だけでも、どこで何組が決まったというようなことをPRをしてもらえないかどうかをお尋ねをいたします。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 杉山議員の忠魂碑の問題につきまして、私から答弁をさせていただきたいと思えます。

今の部長の答弁には、杉山議員は納得いかないようでございますけれども、忠魂碑につきましては、ご案内のとおり、昭和に入ってから、いろいろな日清戦争を含めて、過去の戦争で亡くなられた方々を祭るという意味で各地域に建てられた経緯があるというふうになっております。この忠魂碑は、そういう歴史的な背景がございますので、1カ所にまとめればよいというものでは私はないと思っておりますので、1カ所にまとめる考えは全くございません。

また、15日に、杉山議員も、地元大池田の忠魂碑に参拝をなされているという話でございます。15日の終戦記念日に、忠魂碑に個人とか地域でお参りをしまして、さきの大戦で亡くなった方々に哀悼の誠をささげるということは、私は大変重要なことだと思っておりますし、私も実行させていただいております。

そういうとはまた別に、合併後、市として同じくさきの大戦で亡くなった方々に哀悼の誠をささげることと、その悲惨な戦争を二度と繰り返さないことを改めて誓うという意味で、8万人規模の市として、きちんとしたそういう市としての戦没者追悼式を行うという考え方のもと始まりましたので、これは今後ともしっかりと継続をしていきたいというのが考え方でございます。

以上です。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長（仲田幹雄君） 杉山議員の再々質問にお答えをいたします。

友部池野辺線の迂回道路が、いつまでに用地が決まらないときには迂回道路をつくるのかということですが、迂回道路につきましては、現在整備を進めている取り付け区間の道路と二重通しになることも考えられますので、市といたしましては、今、用地交渉を進めておりますけれども、契約に至るように頑張ってまいりたいというふうに考えております。したがって、当面いつまでということには控えさせていただきます。

それから、真端水戸線のルートの説明についてでございますが、市といたしましては、

関係権利者の要望がございましたらば、お伺いをいたしまして、計画ルートの説明にあがらせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） ご質問にお答えしたいと思います。

結婚の部分につきましては、出会いの場づくりということが大変重要でございます。先ほどパーティーを開催したあとの結果というようなことでのカップル数云々というようなPRというようなことがございますが、しましたけれども、カップル数のPRにつきましてはちょっと検討させていただきたいと思いますが、パーティーのPRについては、ホームページ、それからいばらき出会いサポートセンターを活用しましてPRを積極的に進めたいと思っております。

議長（市村博之君） 20番杉山一秀君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、午後1時に再開いたします。

午前 1 1 時 5 4 分休憩

---

午後 1 時 0 0 分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

22番小蘭江一三君が所用のため、退席いたしました。

午前中の答弁について、都市建設部長仲田幹雄君から発言を求められておりますので許可いたします。

都市建設部長（仲田幹雄君） 先ほどの杉山議員の再質問の答弁の中で、私の説明不足から誤解を招く心配がございますので、改めて補足説明をさせていただきます。

ご質問の迂回路の件でございますが、どうしても買収できない場合の答弁が求められましたので、仮のお話として説明をいたしました。

答弁の趣旨は、現計画を変更して迂回路をつくるということではございません。いたがしまして、あくまでも現計画の用地買収を行い買収後工事を進めていくという計画でございます。

以上、訂正をさせていただきます。

議長（市村博之君） 次に、1番小磯節子君の発言を許可いたします。

1番（小磯節子君） 1番小磯節子です。通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、農業施策について質問いたします。

笠間管内の社会的条件は、県庁所在地など大きな消費地域に近接し、首都圏まで100キロメートルと近く、高規格交通網が整備されています。営農条件は、気候、地勢、水利などに恵まれ、よい環境にあります。こうした中での農業生産は、米を中心としたカキ、ナ

シ、クリなどがあります。生産規模は小さくなく、地域的偏執傾向の中で作付がされております。農業所得も低く、農家の農業依存度は低いものになっております。

今回、市は、市内で生産される農産物などのブランド化に取り組み、消費者に信頼される農産物を創出することや、笠間市農産物の知名度向上を図るため、笠間市農産物ブランド化推進協議会を設立されました。私も生産者の一員として大変興味を持っております。そこで、市としては、地域農業の活性化を図るために、どのような農産物のブランド化を考えているのか、生産者はすばらしい生産技術をお持ちながら、何をつくっていいのかわからないのが現状です。所得の向上につながるもうかる農業を進めていくために、生産加工も含めブランド化を進めていくのか、さらにどのような方法で販売促進やPRを考えているのか伺います。

次に、学校給食について伺います。

地元でとれた安心安全な農産物を地域の子どもたちに味わっていただくことは、地産地消、食育教育の一環としても大変重要なことではないかと思えます。私は、次世代層の農業へ関心を高め、地域への活性化につながると思えます。

そこで伺いますが、学校給食に、地元のブランド農産物を消費宣伝拡大のために取り入れていただき、また規格品ばかりでなく、規格外の農産品についても、学校給食の食材として利用する考えはあるのか伺いたいと思えます。

続いて、耕作放棄地について伺います。

今現在、田畑を見ますと、黄金色に輝く稲穂が広がり、野菜畑やクリ園、ナシ園もさらに広がり、本当にすばらしい大地を見ることができます。その一方では、耕作放棄地があるために、地域住民は、防犯や火災の不安があり、また、害虫や雑草のため周辺の住民にも悪影響を及ぼしております。安全安心なまちづくりを進めている笠間市としては、重要なことではないでしょうか。また、笠間市において、耕作放棄地はどのくらいの面積があるのか、あわせて伺います。

以上、3点お願いいたします。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 1番小磯議員のご質問にお答えします。

地域農業の活性化を図るために、どのように農産物のブランド化を考えているか。また、販売促進や宣伝PRの方法についてのご質問でございます。

近年の農業を取り巻く現状は、地域間競争の激化、輸入農作物の増加により、農産物の価格低迷などにとどまらず、担い手不足、耕作放棄地の増大など深刻さが年々増しております。

当市の農業は、温暖な気候と肥沃な大地を生かし、さまざまな農産物を生産しており、カキ、クリ、ナシなどが産地化しておりますが、全国はもとより、県内でも笠間市の特産

としての知名度はまだ低い状況であります。

このような状況の中、安心安全で品質の高い農産物を生産し、消費者の支持、信頼を得ながら、付加価値をつけた農産品のブランド化に取り組み、さまざまな事業を展開していくことが重要であると考えます。このため、生産者を初めJAや商工会、観光協会などの関係機関が互いの連携できる体制を構築し、地域農業、産業の活性化及び発展を図ることを目的として、笠間市農産品ブランド化推進協議会を8月2日に設立いたしました。この協議会においては、特色ある地元の農産品や加工品を、かさまの粹として独自に認証する制度によりスタートしており、現在申請の受付を行っているところです。

制度の概要としましては、認証審査委員会が、基準に基づき審査を行い、かさまの粹農産品として認証する仕組みとなっており、認証基準としては、市内で生産され、生産履歴の確認ができ、安心安全が担保されていることや、加工品については、原料に笠間産の農産物を使用していること、さらに規格が統一されているなどが条件でございます。

認証された農産品については、生産者や認証事業者みずからが、統一した認証マークを導入することにより、独自にPRや販売促進活動を行うことが基本となりますが、協議会としても生産者との連携により、統一したPR、販売促進活動を計画的に実施していく考えです。

具体的には、各メディアへの紹介PRや、協議会が主催するかさまの粹秋の陣など農産物商談会の開催、さらに各種イベント等での専門ブースの設置など、あらゆる機会を通じ、積極的に情報発信を行ってまいります。

次の耕作放棄地についてのご質問でございますが、耕作放棄地の問題は、笠間市だけではなく全国的に大きな問題となっております。農業者の高齢化や農畜産物の価格低迷による多くの農家でいわゆる利益が得られない現状が最大の課題であり、有効な解決策がなかなか見出せない状況です。

平成20年度に全国的に行われた現地調査の結果として、耕作放棄地は、笠間地区446ヘクタール、友部地区203ヘクタール、岩間地区202ヘクタール、合計851ヘクタールとなります。筆数では8,622筆となっております。その内訳でございますが、水田481ヘクタール、畑につきましては370ヘクタールという調査結果となっております。

また、市の耕作放棄地の特徴として、条件不利地の比率が高く、農業振興区域内の耕作放棄地の割合は10%以下なのに対して、区域外の農地では22%を超えております。その規模も10アール未満の小規模な耕作放棄地が70%強を占めており、特に畑は点在しております。また、大規模な耕作放棄地は、湿田など耕作に適さない農地が多いのが特徴でございます。

今後についてですが、基本的には所有者の責任において、所有している農地を耕作することが望まれますが、高齢化などにより耕作が困難になっております。このようなことから、地域の担い手に農地のあっせんを行う農地の流動化施策や、意欲のある担い手が耕作

放棄地を再生して営農を再開する際の国県の支援措置などを活用し、農業者の農地保全対策、農地再生を支援してまいります。今後とも、市としては、耕作放棄地問題を深刻に受けとめて、この対策について取り組んでまいります。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 1番小磯議員のご質問にお答えいたします。

地元農産品の学校給食への取り組み、いわゆる地産地消については、児童生徒に生産者の顔が見える安全安心で新鮮な地元の農産品を食べてもらうことや地元の農業を知ってもらい、食への関心、食育を高めてもらうことを目的として取り入れております。

次に、学校給食の食材として規格外の農産品の利用であります。学校給食は、調理後2時間以内に児童生徒が食べられるようにしなければいけないため、配送時間等を考えると調理時間には制限があります。調理場では、限られた調理員数で短時間に調理しなければならないため、大部分の野菜の下処理を機械で行っており、規格品外を利用した場合、どうしても手作業による処理が多くなり、時間内に調理が終わらないことも考えられます。既に、友部地区の学校給食については、生産者の方や納入者の方と協議を行い、市場へ出荷している規格で協力をしていただいているところでございます。また、今年度から納入することとなった岩間学校給食センターについても、生産者の方々と協議を行い、出荷規格について統一基準を作成し、理解を得ながら進めてまいりました。

なお、児童生徒に提供するため、品質のよいものを使用するよう努めているところでもあります。これを踏まえ、食材は規格に合ったものを利用したいと考えております。

議長（市村博之君） 小磯節子君。

1番（小磯節子君） 2回目の質問をさせていただきます。

三つの答えをいただきましたけれども、ちょっと学校給食に触れてみたいと思います。

ただいま、部長、次長の説明はわかりましたけれども、ただ、野菜を提供する側に当たって、過日も、ちょっとキュウリやニンジンやというような形で岩間の方でやったのですけれども、そのときに、キュウリの場合は、本当に真っすぐで、細くて、機械に入るような、そういうキュウリしかできないというようなことで、それは没になってしまったのですけれども、そういうときに、給食の方の携わっている方から農政課の方に、このくらいの程度の野菜をつかって、この辺までならいいかなというような、そういう投げかけをして、そして農政課の方は生産者と一緒になって今後の対策を進めていく、そういうのが必要なのかなと思いました。いきなり、やってくれよということで、なかなかやる人がいない、そこで立ち上げました、そうしたら該当しないと、全部規格外になっちゃうということで。私はただ規格外も今言われましたように、自校方式であると、センター方式であろうと、ちょっと手間暇をかけてカット野菜などにもして、そして皆さんに、子どもたちに提供してやれるのもいいのかなと一つ思ったことなのですけれども、やはり生産者がこの



程度までやれるよというようにやらないと、提供する側としてやはり食育の方にパーセントが上がらないと思います。

先ほど、石松議員さんのところで、県の指定が30%までだよと、でも我が市は27%までだと、それ以上に超すのには、やはりもう少しそういう緩和されたものもあっていいのかなと思いますけれども、そこで、規格外の野菜や、カット野菜を食材として取り入れていけば、学校給食費の安価にもつながっていくのかなと思いますが、その辺を少しお聞かせを願いたいと思います。

そして、耕作放棄地に対しては、湿田が多いよというような形ですけれども、どなた様に預けるとしても、やはりそういうところはあとになる、お願いするといってもなかなかお願いができないと思うので、そこら辺の整備をする考えなどはあるのでしょうか、その辺をちょっと聞きたいと思います。お願いします。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答え申し上げます。

野菜の規格ということでございますが、学校給食については、非常にいろいろな厳しいマニュアル等がございまして、実際のところ、それをすべてやっていくとなかなか厳しいかなというふうに思っていますが。一つ例を申し上げますと、1日750食以上の施設、また1日300食以上を扱う大量調理施設というのは、衛生管理マニュアルというのがあるんですね。その中で、品質等についてもきちんと定められております。これは、そういう中で当然農業とかいろいろな心配もございまして。そういうもので、規格的には、友部地区で今ご協力いただいているのは市場出荷の規格、また、笠間地区では、納入は笠間の青果市場ということですので、規格は市場出荷規格ということになっております。

すべてがだめということではございませんが、今まで、岩間給食センターの野菜の納入に関しましては、生産者の方と、その規格について今まで協議をして、統一基準としておおむね市場出荷規格に合ったもので規格を定めていただきました。これについては先ほど申し上げましたように、品質の問題、要するに子どもたちが食するものですから、安全安心な食材ということでございますので、基本的には、規格は最低限必要なのかなというふうに感じております。

今後、納入をして、今後の中で、例えば、本当に曲がりのぐあいとか、それについては、今後の検討課題というか、今後実施をしながら、その辺は調整していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 先ほどお話ししたように、非常に笠間の場合は、耕作放棄地、湿田等が多いということで、非常に再生が難しいというような状況でございます。先ほどお話ししたように、農地の流動化あるいは国の施策等がございまして、地域の担

い手、あるいは貸し手側の所有者のご理解を得ながら、そういう事業についても、JAさんあるいは農業委員会との連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

議長（市村博之君） 小磯節子君。

1番（小磯節子君） いろいろと説明をいただきましたけれども、最後に私なりにまとめていきたいと思えます。

農業は、ほかの産業とは違って、単年度で効果が得られる産業ではないと思えます。また、行政だけでできるものでもないと思えます。生産者みずからの意識改革や取り組みが大切であり、農協や普及センター、市など関係機関の生産者が連携を持った施策の展開が必要ではないかと思えます。市が進めている地域農業のブランド化について、農家の所得向上を図り、農業後継者育成、地産地消などに積極的に進めていただきたいと思えます。

そして、学校給食におきましては、地元の農産品の加工や新商品を研究しているグループなどや生産者いろいろな団体があると思えます。そこで学校給食を担当している調理師さんや栄養士さんとの、先ほどは石松議員さんのときにも、栄養士さんが先生になられていろいろとお話をして勉強しているとは聞きましたけれども、栄養士さんと地域の食材を活用するための勉強会や要望などを聞く機会を設けて推進することも必要ではないかなと思えます。そして、農業生産者が大事に育てた食味のよい農産品をむだなく使い、給食費の安価に取り組む、父兄の負担なども軽くするのよいのではないのでしょうか。

そして、また耕作放棄地については、先ほども部長の方から答弁がありましたように、整備をしながら、耕作放棄地、地域住民の不安を取り除き、安心安全なまちづくりができるような市になることを大いに期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（市村博之君） 1番小磯節子君の質問を終わります。

次に、5番野口 圓君の発言を許可いたします。

5番（野口 圓君） 5番野口 圓です。通告に従って質問をさせていただきます。

初めに、青少年育成のために何をなすべきかでございます。

これからの日本、これからの笠間市を担っていくのは、今の青少年、そしてこれからの青少年たちであります。この青少年たちがどのように育っていくかにかかっていると思えます。

新しい学習指導要領にも引き継がれた生きる力をはぐくむという理念は、どのように社会が変化しようとも、みずから課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、みずからを律し、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を持ち、たくましく生きるための健康や体力、知力をはぐくむということでもあります。この生きる力をはぐくむという理念を現実のものとするためには、教育の改革がどうしても必要だと考えます。また、それと同様に、社会全体の教育力の再生を目指し、社会全体が教育に真正面から取り組むことも必要であるというふうに考えます。

しかし、現在、地域社会の教育力は低下を続けております。また、家庭の教育力も低下を続けているのが実情ではないでしょうか。子どもたちを取り巻く環境も、いじめ、不登校、学級崩壊、少年犯罪等、相変わらず暗い厳しい状況が続いております。そして、この不景気であります。なかなか就職もできません。低賃金の派遣労働でさえ求人が少なくなってきました。若者たちが夢を持ち、希望を持ち、はつらつと育っていくことが難しい状況になっております。

そうした中、今の青年たちに何か大きな変化が起きているように感じます。自動車も持たない、一人で部屋にこもる、無理をしない、いわゆる巣ごもり、内向きの若者への急傾斜が日本で始まっております。

そこで、公明党では、マニフェストの中に、1年に10万人の留学生を派遣する国家プロジェクトや、小学生に、農山漁村などで1週間以上の自然体験プロジェクトを提案いたしました。10年間たつと、世界の現実を文化を体験した100万人の留学体験者が生まれます。また小学校の5年生全員が1週間共同で自然と人との交流をすれば、大きな刺激を子どもたちに与えることができます。さまざまな発見やさまざまな体験が、彼らに大きなインパクトを与えたいと思います。

これまでの画一的な日本の教育、内向きな学校の中で成績を比べる教育では、日本の未来はありません。今までは、社会を担うための人材育成として教育が位置づけられていたように思います。これからは、教育のために社会がどう機能していくか、教育のための社会という視点に転換していくべきであると考えます。

教育とは、人間にとってどのような意味を持つのかという根源的な問いに基づく教育に対する新たな視点が必要であると考えます。今こそ笠間市でも、ほかの自治体レベルでも、若者支援への政策をまちづくりの根幹に据えるべきだというふうに考えます。

そこで質問いたします。1、我が町のあすを担う青少年育成への基本的考え方をお伺いしたい。2、笠間市の青少年の海外体験、海外留学の支援策についてお伺いしたい。3点目、笠間市の子どもたちの自然体験学習の拡充についてお伺いしたい。

2点目は、女性のがん検診の件でございます。

女性のがん検診の実施は、国からの手当が半減されたにもかかわらず、当初の予定どおり完全実施されたことに対し感謝を申し上げます。そこで、子宮がん、子宮頸がんの受診率について、さきの前回の答弁では、50%の受診を目指すというふうに保健部長もおっしゃっていましたが、実際どのくらいなのかお伺いしたい。

2点目に、この50%の受診率を達成するために、どのような啓発活動をされているのかお伺いしたい。

3点目は、子宮頸がんワクチンの件でございますが、前回の市長の答弁は、国の動向を見て判断する、なるべく国がやるべきであるというご意見でした。8月17日付の東京新聞で、厚生労働省が、2011年度政府予算で、経済成長や国民生活の安定などのために設けら

れる1兆円超の特別枠に要求する事業案が明らかにされました。それによると、子宮頸がんを予防するワクチン接種の助成事業を新たに設け、約150億円を盛り込む方針とありました。

子宮頸がんは、性交渉によるヒトパピローマウイルスの感染が主な原因とされ、10代前半のワクチン接種で予防が期待できる。費用は4万円から5万円で、厚労省は、国、都道府県市町村で負担し合って助成する仕組みを想定、対象者は今後詰めるとしております。

私たち公明党は、子宮頸がんのワクチンや予防検診費用への公費助成を盛り込んだ子宮頸がん予防法案については、人間の生命を守る人道的な法案であることから、各党は与野党の枠にとらわれることなく前向きな議論をすべきであるというふうに考えております。

この病気で年間3,500人の方が亡くなっております。予防検診とワクチン接種を併用すれば、ほぼ100%予防することがわかっております。この予防検診とワクチンで多くのとうとい命が救われます。この体制を整備することは政治の責務であると考えます。予算編成に絡んだ動きを今後は注目する必要がありますが、国、県、市で負担し合っていると、市の負担も避けては通れません。改めて市長のお考えをお伺いしたい。

3点目でございます。耕作放棄地の空き地の対策の件ですが、さきに小磯議員が質問もありましたので、重複する部分は省かせていただきます。

まず、空き地については、笠間市すみよい環境条例というのがございます。その8条に、空き地の所有者等は、空き地に雑草等、雑草、枯れ草、またはこれに類する灌木類をいう以下同じ、が繁茂し、その空き地が次の各号のいずれかに該当する状態、以下、不良状態という、にならないように常に適正な管理に努めなければならない。害虫の発生場所になること。雑草が開花し、その花粉により人の健康等害するおそれがある場所になること。火災の予防上危険な場所になること。犯罪の防止上好ましくない場所になること。

交通上の障害になる場所になること。廃棄物の不法投棄の場所になること、とあります。このように、不良状態の空き地について、第9条で、市長が改善を勧告することができるのとあります。それでも改善しない場合には、第10条で、期限を定めて不良状態の改善について必要な処置を命ずることができるというふうにあります。そして、同条例の34条では、この第10条の規定に反した者は5万円以下の罰金に処するとあります。

そこで質問いたします。1、このような不良状態の空き地に対して、今まで条例に基づく勧告や命令、さらに罰金の処置をとったことがありますでしょうか。

2、次に、耕作放棄地に対しては農地法の中で、笠間市すみよい条例のような罰則規定があるかお伺いしたい。また、それが発動され、実際に何らかの処罰が行われたことはあるかお伺いします。

1度目の質問は以上でございます。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 野口議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

子宮頸がん予防ワクチンについての件でございますが、この件については、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、ワクチンに関する周知方法、事故発生時の責任の所在、法的な位置づけ、予防効果の持続期間のデータ収集の必要性などが現在も検討をされているところでございます。

また、新聞等の報道にありますように、厚生労働省において、来年度の事業に、議員がおっしゃったように、子宮頸がんを予防するワクチン接種の助成事業を新たに設け、150億円の予算要求を行っていくということが報道をされております。

この予算要求の主要事項は、ワクチン接種の対象年齢、教育のあり方など情報を収集し、分析し、10代にはワクチン接種、20代からはがん検診を受けるという一貫性のある予防対策を推進する方策を検討するため、市町村で実施する費用の一部を助成する方針であるとのことでございます。

本市といたしましては、国の予算や事業が決定次第、制度の内容や、県の動向を踏まえ、笠間市としても前向きに対応してまいりたいと考えております。ただ、現在は、新聞報道のみでございまして、私ども市の行政に対して、何らかの通知も何も一切現在のところは来ていない状況でございます。

以上です。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 野口議員のご質問にお答えいたします。

まず、笠間市における青少年育成の基本的な考えについてでございますが、教育委員会では、合併を機会に、学校教育、社会教育を含めて、教育の基本的な考え方を笠間市の教育目標として設定いたしました。知性を高め、一人一人の持ち前を伸ばす。自然や文化を大切に、郷土を愛する心を培う。豊かな感性をはぐくみ健やかな体を養うの3点です。これを青少年育成の基本としております。

次に、笠間市の青少年の海外体験、海外留学の支援についてでございますが、笠間市における青少年海外体験、海外留学の支援策といたしましては、笠間市青少年育成支援事業がございます。これは、茨城県が主催するいばらき若者塾に参加する際に、参加費用の2分の1以内5万円を限度として補助するものでございます。

このいばらき若者塾事業は、これまでの青年の船事業、青年の翼事業を再構築して、平成19年度から県がスタートしたものでございます。アジアを中心に青少年の海外研修のための事業で、笠間市からは、平成20年度のベトナムの研修に1名派遣してございます。

また、昨年度から元気かさま応援基金、これはふるさと納税でできたものでございますが、これを財源としまして、青少年育成のために海外研修を実施しております。この事業は、海外事情視察や体験学習等を通じて視野を広め、海外での日本の役割や国際感覚、国

際理解の精神を養うとともに、郷土笠間市を正しく理解し、地域において外国人とも共生できる人材を育成することを目的に実施しております。今後もこれらの制度を活用して、青少年の海外体験の支援に努めてまいりますので、事業の広報に努めますとともに、青少年の積極的な参加を期待しているところでございます。

次に、笠間市の子どもたちの自然体験学習の拡充についてのご質問にお答えいたします。

まず、学校での自然体験学習では、毎年、小学校5年生、中学校では1年ないし2年生を対象に、大洗こどもの城や白浜少年自然の家、福島県等でのスキーや農村体験など、野外活動を中心とした宿泊を伴う共同生活学習を実施しております。また、各小学校では、米づくりやサツマイモ栽培などの農業体験を実施しております。さらに今年度は、友部中学校の1年生が、クラインガルテン滞住者に指導をしていただきながら、野菜づくりの体験学習を実施しているところでございます。

社会教育といたしましては、子ども会育成連合会で、姉妹都市であります矢板市との交流事業として、子ども会相互の交流により自然体験学習を毎年行っており、今年度は、矢板市でハイキングや木工クラフトなどで交流を深めてまいりました。

さらに、今年度から、ひたちなか市と小学生を相互に受け入れて体験学習を行う事業をスタートし、8月に、笠間市の小学生が、ひたちなか市の海上保安庁の巡視船への体験乗船等を実施いたしました。この10月には、ひたちなか市から子どもたちを笠間市に集め、焼き物体験、森林体験等を実施する予定になっております。さらに、岩間体験学習館では、積極的に事業を受け入れており、武蔵野美術大学においては、約30年ほど前から図工教室を開催しています。今年度は、美大生約30名で、地元の小学生40名と東京の小学生25名を対象に図工教室や自然体験学習を行いました。

今後も、学校行事としての体験学習はもちろんのこと、笠間市の豊かな自然や地場産業を活用した体験学習を、各団体と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） それでは、私の方からは、女性のがん対策についてのうち、女性のがん検診率について、その後どうなっているかという点と、検診率50%を目指す上で、どのような啓発活動を行っているかという部分についてお答えをいたします。

まず、平成21年度、女性特有がんの検診率につきましては、子宮がん検診で18%、乳がん検診では19.7%でありました。今年度におけます女性のがん検診受診率についてでありますけれども、年度途中であるため、現時点ではまだまだ低い数字ではございますけれども、子宮がん検診率は7%、乳がん検診は6.6%という状況になってございます。

次に、啓発活動でございますけれども、平成22年度につきましても、がん検診無料クー

ボン事業、これを継続実施しております。子宮がん検診は、20歳から40歳まで、5歳刻みの2,277名を、また、乳がん検診のうち40歳から60歳までの5歳刻みの2,887名を対象としたしまして、6月中旬に、クーポン券と検診手帳を発送し、受診啓発を図っているところでございます。

また、市報において、定期的に、健康ホットラインという枠を設けまして、ここでの情報掲載、そのほか広報紙等による周知、それからさらには出前講座や健康教室、健康講座参加者に対しまして、各種乳幼児健診時の母親に対しましても、検診の必要について、その都度啓発を行っているところでございます。

さらに、食生活推進委員に対しまして、生活習慣病予防事業の研修を計画し、地域の活動時に、がん検診の必要性、これらを啓発していただける体制づくりをこれから図るところであります。がん検診全体の受診率向上に向けて、これからも頑張っていきたいと思っております。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 5番野口議員のご質問にお答えをしたいと思います。

不良状態の空き地に対して、今まで条例に基づく勧告や命令、さらに罰金の処置をとったことがあるのかというようなご質問でございますが、これまでにそのような処置を講じた事例はございません。空き地の不良状態の改善のお願いというような形で対応をいたしております。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 野口議員のご質問の中で、農地法に関する質問で、農地法の中で罰則規定があるのかというご質問でございますが、農地法の条文で、農地所有者に対する罰則規定はございません。さらに、それが発動した例はあるのかということでございますが、ほとんどは指導レベルで終わっているということで、その後の通知、所有者の改善計画の提出までは至っている例は余りないと聞いております。

議長（市村博之君） 野口 圓君。

5番（野口 圓君） ありがとうございます。

今、ご答弁いただいたように、海外研修については、毎年6人ぐらいですか、中国の交流団とかベトナムの交流団も1名だったということで、また、茨城県の海外体験も数名参加しているということですね。それから、矢板市との交流で、これ40名ぐらいですかね、希望者を募って交流しているとありました。

かつて、旧友部町では、中学2年生全員を対象に、船中泊を含めて5泊6日の北海道研修が続けられてきたと伺いました。人数にすると1回に300人から400人の中学生が参加していたようでございます。子どもたちにとっても、また親にとっても、大変楽しみにして

おり、有意義な研修だったと伺っております。

しかし、この事業は、合併を機に、市の財政的な理由からか、援助が打ち切られ、その後は、親の全額負担で何年か続いたものの、今は取りやめになっていると伺っております。旧岩間町でも、毎年10名程度の海外研修が、アメリカ等ですが、10日間の日程で行われておりました。これも取りやめになってしまいました。これらのことを考え合わせますと、体験学習等ではさまざまな試みが行われていますけれども、海外体験や海外留学に関しては、青少年の育成において前向きではないように受けとめられますが、これをどういうふうにお考えになっているかお伺いしたい。また、何らかの新しい試みや計画がおりなのかもお伺いしたいと思います。

乳がん検診、子宮頸がん検診の件でございます。今全国平均は24.5%でございますが、笠間市は、昨年度が子宮がんが18%、乳がんが19%、全国平均を下回っております。さらに努力をされておられるのですが、受診は非常に低いというふうに判断されます。受診率をアップするように、さらなる啓発活動をしていただきたいというふうに思います。今、市長の答弁いただきまして、国の方で決まれば、市も前向きにそれを行いますということございましたので、ありがとうございます。

日本は、案外と知られていないのですけれども、世界有数のがん大国なのです。非常にがん対策のおくれが目立っております。検診率も欧米諸国70%、80%いつているのに、日本は20%ぐらいにとどまっている。またワクチンも非常に多くのものが海外で使われているのに、日本はまだなかなか承認もされていないというのが多いわけでございますが、このがん対策基本計画では、2011年までに、来年でございますね、受診率50%以上という大きな目標を掲げております。無料クーポンで少し上がっても今全国平均が24.5%でありますので、さらなる受診アップの取り組みをよろしくお願い申し上げたい。

空き地の件でございますが、現実問題として、今笠間におきましても、空き地や耕作放棄地で、管理のできていない不良状態の土地がたくさんございます。また、そのために、近隣の住民の方々が迷惑をこうむっている、その方も大勢いらっしゃると思われまして、市の方にも、苦情やその対処を求める声が届いていると思います。これに対してどのような対応をされているのかお伺いしたい。

先ほど、環境部長がお願いをしていると、笠間市すみよい環境条例の適用は今までないということございました。この管理不良状態の土地の所有者に対して、改善の依頼をするとともに、この条例を添付して、このような条例がありますということをお知らせするのも一計かというふうに考えますが、いかがでしょうか。

また、耕作放棄地等で、不良状態のものに対しても、農地法上は罰則がないということでございますが、このような環境条例が笠間市にはございますということで、ご連絡を申し上げますということも考えられますが、いかがでしょうか。

以上、2回目の質問を終わります。



議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 野口議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まずは、友部地区で実施していましたが、これは4泊5日、5泊6日というような形で実施してはいましたが、向こうで体験する子どもたちの活動というのは、サイクリング、登山そういうものでございました。ということは、わざわざ北海道まで行かなくても、もっと近場で、例えば、福島の方にも行ったりしますが、そういう中でできる内容である。その行くための準備期間というのは、大変な学校でも準備をいたします。それから船に乗っていくという体験で、子どもたちの身体的な疲労もかなりあるということで、同じ体験をするならば、もう少し近くてもいいというように考えて変更したところでございます。

また、海外研修に対する考え方でございますが、これは、かつては、ふるさと創生金等を利用して、若者、中学生等を海外に派遣するという事業は各地で行われていました。ただ、教育委員会といたしましては、今はそれは私どもでは考えてございません。と申しますのは、私立の高校等では海外に修学旅行に行くというようなところも出てきております。また、茨城空港が開港したということで、これから県立の高校等でも海外というような形が出てくるかと思えます。かつてより、私たちの身の回りで海外に行くということがごく身近になって、また行きやすくなっているという事情もあるかと思えます。

そういう中で、海外で子どもたちを研修する、特に教育委員会では義務教育になるわけですが、義務教育期間中に海外へ派遣をするということは、今のところ考えてございません。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） 再質問にお答えしたいと思います。

まず、1点でございますが、空き地の管理の上で、不良状態といいますが、そういう状態の中で苦情等があった場合、どのような対応をしているのかという点でございます。

まず、苦情があった段階で、住宅地図により場所を確認をいたしまして、直接現場に出向きまして現状を確認をいたします。そういう中で、カメラにて状態を記録をいたします。その後、所有者の住所等を確認しまして、住所が市内の方であれば直接出向きまして、その記録写真もお見せしまして、改善のお願いをしております。また、笠間市外の方、遠方の方につきましては、雑草の処理についての通知に記録の写真を添付の上、改善のお願いをしているというような状況でございます。

それから、不良状態の空き地の所有者の方へ条例があることをお知らせしてはというようなお尋ねでございます。条例の周知の意味でも、空き地の所有者へは、不良状態の改善をお願いする際に、あわせて条例によって罰則規定、そういうものもあるということをお伝えしていきたいと思っております。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 野口議員の再度の質問でございますけれども、同じような答弁になりますけれども、情報の共有化を行いまして、関係機関と連携を図りながら所有者に対する耕作放棄地の改良に向けてのお願いをしまいたいと思っております。さらに、農業委員会の方では、毎年1回、耕作放棄地の調査を実施するというようなことも聞いておりますので、それらもあわせて、周辺に対する耕作放棄地が及ぼす実害がないように、所有者に対するお願いをしまいたいと考えております。

議長（市村博之君） 野口 圓君。

5番（野口 圓君） では、最後の質問をさせていただきます。

ことしの4月か5月だったと思いますけれども、日本人の留学生でハーバード大学に行ったのが1名だということで大きな話題になりました。今海外留学されている日本の学生が、韓国の4分の1、中国の10分の1というデータも一緒に記されておりました。海外に簡単に出かけられるようになったのに、留学生が減っているという、これは一体何を意味するのだろうか。

また、今、笠間市にも、中国の方、フィリピン、それからブラジル、さまざまな外国の方々が来て生活していらっしゃいます。非常に難しいといわれている日本語を結構流暢にしゃべります。これはどうしてでしょうかということ、生きていくためなのですねやはり、食事をちゃんとするために、また仕事をするために難しい日本語でもしゃべれるようになるわけです。

多くの自治体で英語特区というような形で英語教育をさまざまに試みられております。何千万円、1億円という予算を使って取り組んでおりますけれども、例えば、イギリスへワーキングホリデーという資格で行くには、約100万円のお金をイギリス大使館のところできちんと見せて、面接試験と学科試験を受けなければなりません。それで、例えば、50万円を市の方で補助するような制度をつくれば、1億円の予算があれば、毎年若者200人イギリスへ送り出すことができます。あとは1年間本人がそのイギリスの地で生活をすればよいわけです。そして、毎年200人の海外体験をした若者たちが、10年たてば2,000人になります。市の職員にもなるでしょうし、それぞれの分野で大きな力となると思います。笠間市は、世界にも通用するこの笠間焼と合気道もございます。実際多くの海外の方もこの合気道と笠間焼を求めて笠間の地に来られております。英語のできる職員や若者たちによって、国際交流やまた外国人の観光客等も多く見込めることができると思います。

とにかく、今の日本は人づくりをしなければならぬ、若者を育てなければなりません。1に教育2に教育であります。未来の日本を担う若者を、しっかりした若者を育てる以外にありません。どうでしょう、この海外研修等を、若者たちを研修に、市長のご判断をいただきたいと思います。お答えいただければありがたいと思います。

それから、空き地の問題でございます。

部長の答弁で、条例を添付して先方にお知らせするというお答えいただきました。ありがとうございます。

この笠間市すみよい環境条例も、非常に強い規定でございます。これをむやみに適用すれば、逆に新たな問題を引き起こすことになりかねません。また、かえって住みにくい状態をつくり出してしまうかもしれません。雑草であれ、立ち木であれ、所有者の承諾なしに切ったり処分したりすることはできません。しかし現実には、不良状態の空き地で迷惑をこうむっている人たちにとっては切実な問題であり、すぐにも解決してほしい問題であります。

役場に苦情を言ってもすぐにやってくれない。1日じゅう窓を閉め切った状態でいなければならない。眠れない日が続いたり、食事さえのを通らなくなっている人もいました。要は、役場の職員の方が住民の立場に立って、すぐに連絡をとって、具体的な方法を指導したり、対応を迅速にとり、いついつまでにこのようにしますというような対応をされるべきであろうと思います。また、所有者との連絡がとれない場合もあるでしょうが、そのときは、一定の期間を置いて、雑草等の処置することができるというような一文をこの笠間市環境条例につけ加えることも必要ではないでしょうか。

このような条例があっても、知らない状態が続いてきたわけですから、これからはどのように速やかに、どう対応できるか、知恵を出して、住民の方々に迷惑の及ばないように新たな対応をお願いしたいと思います。

以上で終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 野口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、海外になぜ留学する生徒が少なくなったのかというような、私の考え方をお話をさせていただきたいと思うのですが。やはり今笠間市でやっていかなきゃならないことは、新たな事業というようなことも、考え方ということもご質問あったわけですが、それはやはり学力なんだろうと思っています。ハーバード大学に行く、それだけの力を今の日本の子どもたちは力を、自信をもって海外で一緒に闘えるだけの意欲であるとか、学力であるとかという部分がやはりもう少し足りないのじゃないか、日本では学力とかということではありますが、これは当然のことです。本市としては、海外でも活躍できるそういう子どもたちをつくっていくということが今一番大事なことであるというふうに思っています。

またそういう体験もあわせて、今中学生では、私は、海外研修よりもむしろ職業体験だと思っています。職場体験を今、1日か2日程度各中学校ではやっておりますが、本当に働く職場に行って、子どもたちが一緒に働きながら体験する、そういう活動を大事にしたい、そこを少し厚くしたいと思っています。

また、英語につきましては、ALTを市で雇いまして、今派遣しておりますが、小学生1年生にも、1年生から10時間程度、それから小学校でも5、6年生には35時間、今やっ

ております。そういう英語に対する感覚というものを養っていく、海外でも活動できる基礎づくりというのが市町村の役目ではないかというふうに思っているところでございます。そういう意味で、子どもたちが将来、海外へ羽ばたけるような基礎的な力を養っていく、それが教育委員会の務めだというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 野口議員の青少年育成についてのご質問でございますが、私も野口議員と同じように、青少年の育成に対する思いというのは同感でございます。

最近の、ちょっと話が長くなりますが、若い人たちのいろいろな動向を見ておりますと、野口議員おっしゃるように、非常に内向的で内向きであったり、精神的に弱かったり、ハングリー精神がないとか、積極性がないとかいろいろなことがいわれております。現実的にそういう傾向が強いのかなと思います。

それは、個人の問題というよりも、やはり社会環境の変化に負うところが非常に大きいのではないかなと私は思っております。核家族であったり、少子化であったり、地域での交流であったり、あとは恵まれ過ぎているとか、いろいろな理由が今のそういう若者たちをつくり出しているのではないかなと思います。

そういう中で、将来を担う青少年を育成する上では、いろいろな経験、体験を踏ませるというのは、私は非常に重要だというふうに考えておまして、今市の中でできることについては取り組みをさせていただいております。その経験、体験も、身近なところで行える体験とか、議員がおっしゃるように海外で経験するものとか、いろいろ体験の場所や内容によって異なることがあると思いますが、とにかくいろいろな経験を踏ませるということは重要だと思っております。

義務教育の中で、学校教育の中での体験経験については、教育長から話があったとおりでございますが、市の方で、公費で助成をしながら海外研修をするということは現在のところ考えておりません。

市の方では、先ほども説明しましたけれども、ふるさと納税で篤志家の寄附によりまして行って、ことしも中国に6名ほど行きました。私は、募集枠が6名なのですが、たしか応募してきた方が、高校生以上である程度絞っておりますので、十二、三名の応募であったと思います。私はもっともっと若い人たちには逆に手を挙げていただいて、6名の枠をもっと広げなければいけないとなるような状況を期待しているのですが、なかなかそういうわけでもないというのも現状でございます。応募が50人も100人もなってきたときは、逆に市の方で独自にそれに上乘せするようなことをして、海外研修をさせるということも、将来的には、そういう状況になれば必要なのかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（市村博之君） 5番野口 圃君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、午後2時15分に再開いたします。

午後2時03分休憩

---

午後2時15分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

25番竹江 浩君が所用のため退席いたしました。

次に、18番大関久義君の発言を許可いたします。

18番（大関久義君） 18番大関久義であります。

通告に従い一般質問をいたします。

1、笠間市の農業について、2、広域交通基盤を生かした新時代のまちづくりについての2点につきましてお伺いいたしたいと思っております。

まず、笠間市の農業についてであります。今、農業を取り巻く環境は大変な時期にきていると感じております。ことしの夏の長く続いた異常な暑さ、干ばつの影響による果樹栽培の被害、また、米の価格は前年より低い価格になるなど、生産者にとって厳しさが増してきております。政府でいっている戸別所得補償もいまいちの感がしますし、この制度の恩恵が得られるのかどうかもはっきりしておりません、それらが現状ではないでしょうか。

しかし、そのような中でも、笠間市では、安定的な農業経営を目指した担い手の育成強化と新規就農者の確保に努めていることと思っております。さらには、笠間産の農産物のブランド化、品質の向上や付加価値をつけるなどして、農家所得の向上を目指した施策をたくさん行っていることと思っております。が、一方で、農業を行っている現場で働いている人たちは、ほとんどが60歳から70歳以上の年齢の人たちではないでしょうか。笠間市が、笠間市の基幹産業である農業と位置づけするならば、もっと農家側に立って行政が導いていかなければならない時期にきているような気がしております。

そこで、以下何点かお伺いをいたします。現在、笠間市内で農業に従事されている人数はどの程度いるのか、お聞きいたします。

笠間市内の農地で耕作放棄地になっている面積については、前段で2名の方が質問しておりますので、ご答弁をお聞きしたのでわかりました。ただ、耕作放棄地なのか、耕作放棄地じゃなく休耕地なのかがわかりませんが、車で市内を走ってみると、田や畑の荒れている土地がかなり多く目につきます。春から夏にかけては、草がぼうぼうと生い茂り隣地への影響も懸念されますし、冬になると、それらが枯れたままで、今度は火災の心配にさらされているのが現状であります。

農業政策については、さきの山口市長のマニフェスト、躍進宣言の中で、理念と題して、信頼できる行政の構築、三つの重点戦略、六つの挑戦として私たち市民に示されました。その三つの重点戦略は、大好き子どもプラン、成長する農業プラン、支えあう医療・福祉プランであります。その中で、成長する農業プラン、暮らしの根幹を支える力強い笠間の農業経営強化を支援しますと約束をされました。このことは、本当に大事であり、心強く感じた次第であります。

農業に対する施策はたくさんあります。交付金や補助金のついてくるものも幾つもあります。しかし、それらが全部当てはまるわけではありません。農家の側に立った政策をより多く取り入れていただき、そして指導していただきたいと思うのであります。

そこで、山口市長が重要課題の一つに取り上げられました笠間市の農業問題について、とってこられた政策についてお伺いいたします。現在、取り組んでいるもの、今後取り組んでいくものをお尋ねいたします。

また、農家の農業後継者の問題と、その耕作農地について、笠間市では、どのような施策を考えておられるのか、お伺いいたします。現在、農業を営んでいるが、次の世代も同様に農業を続けるという農家は非常に少なくなっております。以前より、先々において、今つくっている田んぼや畑は、次の世代ではつくらなくなってしまうといわれてきましたが、もう既に確実にそのときがきているのであります。この件に関して、笠間市での取り組みをお尋ねいたします。

次に、2点目の本年度の市政方針、主要施策の中で、広域交流基盤を生かした新時代のまちづくりについての概要の説明がございました。その中から、次の3点についてお尋ねいたします。

一つ目として、笠間稲荷門前通り整備事業について、現在の取り組み状況と今後の予定をお聞きいたします。

平成22年度以前にも、交通社会実験の調査を実施され、この整備事業に向けて進めてきているところであると思われませんが、現在どのようになっているのかお伺いいたします。方針では、笠間市を代表する観光拠点である笠間稲荷神社を中心とした笠間稲荷門前通りの永続的な観光拠点を目指し、地元商店や観光協会などと連携しながら、にぎわい創出を図るために、門前通りの歴史文化に配慮した道路、景観整備を行い、あわせて商店街整備のための笠間稲荷門前通り活性化事業に取り組み、笠間の観光の核となるようなまちづくりを目指しますと、示されております。本年度は、どのような計画で進めていくのか、いつごろまでに整備されていくものなのか、お伺いしたいと思っております。

二つ目として、友部駅周辺整備事業について、本年度の事業計画はどのようになっているのか、友部南口地区を含めた計画をお尋ねいたします。

三つ目として、岩間駅周辺整備事業についてお伺いいたします。

岩間駅橋上化、自由通路の建設については、本年度に着工して来年度の平成23年度には

完成するとのことでありますが、いまだにその様子が見えてきておりません。都市計画道路岩間駅東大通り線、岩間駅東土地区画整備事業とあわせて、現在の進捗状況及び今後の整備事業についてお尋ねいたします。

合併をして5年目になります。どの地域においても、これらの事業は、重要な位置を占めていると思われますし、期待をもっている事業でありますのでお伺いします。

以上1回目の質問といたします。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 大関議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、市におきましては、農業をいわゆる地域の産業として育成していきたいという考えのもと、市においても、市の重点施策として、一昨年より取り組みをスタートしているところでございます。そういう中で、私の2期目に掲げたマニフェストの中で、成長する農業プランとして四つの重点施策を掲げております。この四つについて、個別にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、四つの中の1点目に、法人化の支援事業を推進していきたいということ掲げさせていただいております。農業経営体としての法人化が今後必要であるという認識をしております。このため、個々の農家の農業経営の強化を図るために、平成21年度より担い手対策強化促進事業を実施して、担い手が相談する窓口である笠間市地域担い手育成総合支援協議会の総合窓口を農政課に一本化して相談を受け付けるとともに、それら専門の部署に誘導して、適正な対応がとれるよう仕組みづくりを構築しております。これらにより農業に新規参入した農業法人は、21年度に3件、22年度は1件が参入済みでございまして、現在2件の参入調整を行っておるところでございます。

次に、援農サポート事業についてでございます。これは、農業施策を推進する上で、農業関係者との懇談会の中で要望のあった項目でございまして、いわゆるシルバー人材センターの農作業支援について、単純な軽作業や補助的な作業を受託できる体制をとるという要望に対しまして、その体制を整わせていただいたところでございます。シルバー人材センターに協力をいただいた経緯がございまして、受託できる作業項目もふえ、旧来よりかなり依頼がきているというふう聞いております。

次に、農産物の付加価値化、いわゆるブランド化についてでございます。小菊の新規栽培者の育成確保に向けた取り組みへの助成支援や、クリの苗木更新による品種統一に向けた助成事業を現在実施しており、これらの農産物が消費者に支持、信頼される農産品の創出に取り組むため、先ほど来、農業についてのご質問にあるように、笠間市農産品ブランド推進協議会を発足させ、すぐれた農産物や加工品をかさまの粹として認証して、笠間市のブランド農産品として積極的にPRしてまいりたいと考えております。

四つ目に、認定農業者新規就農についてでございます。

笠間地域農業改良普及センターと県のいわゆる機関と連携して、認定農業者の経営相談会の開催や、新規就農の相談窓口を開設をしたところをごさいます。今年度につきましては、認定農業者の方からの経営相談会を既に35件受け付けて対応しております。さらに、この22年度では、新規就農者の方も5件ほど現在相談を受け付けているところをごさいます。

また、認定農業者から非常に要望が多かった補助事業情報提供については、的確な情報提供により、現在10件以上の方々が国にリース事業の申請の準備をしております。今まで、農業者に対する機械の購入とかそういうものに関しては、県なり市町村を經由してきましたのですが、最近、国の方がいわゆるホームページ等に掲載して農業従事者と直でやりとりをしてしまうという傾向になっておりまして、なかなか農業従事者に情報が伝わらないというような傾向がございまして、市の方でできるだけ情報をとって、農業経営者につなぎをしているところをごさいます。

また、後継者対策としての後継ぎの研修費助成でございまして、数名の相談があり、農業大学の学生1名は申請中となっておりますところをごさいますし、就農者への各種補助事業や融資制度の活用支援では、現在3件の相談に対応しているのが現況の状況でございまして。

今後、取り組んでいくものについては、農業を担う専業農家の支援についてでございまして、これらについては、販売先の確保とか収支の改善だとか、いろいろな課題がございまして。一長一短にそんなにはなかなか解決はできませんが、関係機関と連携を図りながら取り組みをさせていただきたいと思っております。

また、いわゆる集落ぐるみの特定農業生産法人化、いわゆる法人化を進めたり、新規就農者対策や、先ほど申しましたブランド化の推進、さらには、先ほど来あるような耕作放棄地についての対策等について取り組みを進めていきたいと考えておりますところをごさいます。以上です。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 18番大関議員のご質問にお答えいたします。

最初に、笠間市の農業について、農業従事者の人口と耕作放棄地となっている面積、またそのうち田畑の面積についてのご質問でございまして、まず、農業従事者の人口ですが、2005年農林業センサスによると、笠間市全体で5,245人となっております。次に、平成20年度に、市内の耕作放棄地の全筆調査の集計データは、先ほど説明しておりますけれども、笠間市全体で851ヘクタール、そのうち水田が481ヘクタール、畑については370ヘクタールという結果となっております。

続きまして、農家の農業後継者の問題とその耕作農地についてでございまして、農業後継者がいないため耕作ができなくなった場合、農業委員会等関係機関と連携をとりながら、



既存の地域の農業担い手や新たな農業担い手へ農地のあっせんを行うなど、農地の荒廃を防ぎ、農地の有効を図る施策を進めてまいります。

さらに農家の後継ぎと申しますか、後継者でございますが、農家の子弟は、土地や農業経営の基盤ができてございます。それらの後継者対策を重点に、研修費用の助成など、新規施策を開始しておりますが、市内の平成21年度の新規学卒就農者、企業退職後の農業参入や他業種からの新規参入など、就農者は11名と県内でも多く、新規参入希望者の相談もありますので、これからも多様な担い手の育成、支援を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 18番大関議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、笠間稻荷門前通り整備事業の現在の取り組み状況でございますが、本市を代表する観光拠点である笠間稻荷神社を中心とした笠間稻荷門前通りの永続的な観光拠点を目指し、本地区のにぎわい創出を図るため、観光客が安心して楽しく歩ける道路景観整備に向けて現在検討を進めているところでございます。

昨年度は、景観計画の専門家である東京大学の堀教授を迎えて、魅力あるお店づくりや、道づくりの講話を中心に、地元商店街や住民の方を対象に勉強会を行ってきたところであります。

今年度は、さらに具体的に、目指すべき道づくりやコンセンサスを図るための地元関係者による笠間稻荷門前通り整備計画検討協議会を設置して、現在検討を進めているところでございます。

なお、今後の予定でございますが、菊まつり期間中の11月中旬以降に、ことし3月に実施いたしました交通社会実験を改めて実施する予定でございます。この社会実験の結果を踏まえて、地元の合意形成がされた道路計画をまとめ、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、友部駅周辺整備事業につきましては、駅の橋上化を初め、駅北口に通ずるアクセス道路の整備や駅南口の駅前広場の拡張整備などにより、交通結節点としての機能強化が図られたところであります。本年度の主な事業といたしましては、南友部地区の地区計画に基づいた市道友1187号線の整備に向けた調査や、茨城県が行っている日本たばこ産業株式会社に面する県道杉崎友部線の歩道整備でございます。

また、駅南口については、本市の玄関口としてふさわしい活力とにぎわいのある魅力的な市街地に再生することへの期待が高まり、平成20年度から21年度の2カ年にわたって駅南口の住民の方を対象に、意識調査や懇談会などを実施してきたところであります。中でも、今後優先する重点的な課題としては、駅前通りのにぎわい創出や交通環境の改善が挙げられております。本市といたしましては、今年度友部駅周辺の活性化に向けて、市有地

の有効活用の具体的検討や道路整備の方向性を地元の方と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、岩間駅周辺整備事業についてでございますが、岩間駅周辺整備事業は、交通結節点の機能強化と常磐線で分断されている駅の東西地区の連携を確保し、利用者の安全性の向上を図るため、岩間駅の橋上化と東西を結ぶ自由通路、及び岩間駅前広場の整備に合わせ、都市計画道路岩間駅東大通り線及び日吉町古市線の整備、さらに駅周辺を、良好な市街地の形成を目的とした岩間駅東土地区画整理などを一体的に行い、岩間駅周辺の市街化地域を快適で潤いのある生活環境を形成するため、まちづくり交付金事業を活用し、平成18年度から22年度までの5カ年計画で事業に取り組んでいるところでございます。

ご質問の今年度の工事予定でございますが、初めに、橋上駅舎と自由通路の建設工事につきましては、JR東日本に工事委託をして、現在、通信ケーブル等の移設工事に着手し、10月末には電気施設の移設工事、及び橋上駅舎と自由通路の建設工事を発注する予定でございます。なお、これらの建設工事につきましては、工期が2カ年ほどかかる予定でございますので、翌年度への繰り越し事業となり、工事完成につきましては、平成23年度末の予定でございます。

また、都市計画道路岩間駅東大通り線及び日吉町古市線につきましては、現在、一部改良工事を行っておりますが、今後11月末までには、舗装工事1,080メートルを発注する予定でございます。都市計画道路については、駅前広場の整備工事を除いて、今年度中には完成する予定でございます。

また、岩間駅東土地区画整理事業につきましては、本年6月に仮換地の指定を行い、今年度は、換地計画に基づき、区画道路延長735メートルのうち360メートルの築造工事と、0.4ヘクタールの宅地造成工事を予定しております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 大関久義君。

18番（大関久義君） 再質問をいたします。

まず、笠間市の農業についてであります。農業従事者は5,245人、笠間市全体で5,245人ということでありました。茨城県42市町村の中で、笠間市は、農業の経営、耕地面積が3,980ヘクタールで県内10位であります。この面積を5,245人で耕作しているわけですが、その収益性を見ますと県内で37位となっております。耕地面積では10位であるのに、収益では県内の下の方に位置しております。兼業農家が多く、また、1戸当たりの耕地面積がほかより平均に狭いためなのかもしれません。それに加え、私は、農業従事者の年齢が高いせいもあると思うのであります。笠間市の現在の農家人口の年齢層はどのような構成になっているのか、お伺いいたします。

9月8日付の茨城新聞によりますと、国内の農業就業人口の平均年齢は65.8歳となり、初めて65歳を超えたと報じられておりました。笠間市ではもっと高齢化になっているので

はないでしょうか。高齢化に伴い、次の世代、後継者の問題については、農業後継者がいないため耕作できなくなった場合、農業委員会等の関係機関と連携を図り、既存者や新たな担い手へ農地のあっせんを行うとのことでありましたが、これらの対策は早急にやっていただきたいと思うのであります。

後継者の問題は切実であります。アンケートなど実施してその実数をつかみ、取り組んでいただきたいと思うのであります。笠間市が間に入ることにより、農地の所有者側も借り受ける担い手側も安心できるはずであります。農地のあっせんについてお聞きいたしたいと思います。

また、昨年は、企業退職後や異業種からの新規就農者が11名参入しているようでありましたが、それらについての内容をお伺いいたします。

平成22年度に入り、農業委員会の方には、若い方が農業を目指したいとの相談があり、笠間に移り住み農業に取り組みたいとのことであると聞いております。若い夫婦が笠間で農業に挑戦するのでありますから、ぜひ成功をさせて、第2、第3の若者があとに続くように行政側も応援をお願いしたいと思います。市民と行政とが力を合わせ、知恵を出し合えばきっと成功することでしょう。そして若い人たちが多くなれば、将来の笠間を担っていく子どもの数も多くなり、活気ある笠間市になってくると思われるのであります。

次に、広域交流基盤を生かした新時代のまちづくりについて再度お伺いいたします。

一つ目の笠間稻荷門前通り事業では、電線の地中埋設化や、一方通行にして歩行者の利便性を図るなどの計画を聞いておりますが、何年先の完成を目指しているのかお聞きいたします。先ほどの答弁でありますと、ことしは、整備検討委員会ですか、を設置いたしまして、昨年度も行いました交通社会実験を今年度も11月に実施するとのことであります。地元との協議事項もたくさんあると思います。理解いたしますが、目指したい具体策をお伺いいたしたいと思いますので、質問をいたします。

二つ目として、友部駅周辺整備事業では、北口方面は、県道の整備を含め、拡張工事が順調に進んでいるとのことであります。駅南口については、本年度で意識調査や懇談会が終了して次の段階に入っていくとのことであります。笠間市の顔的存在であり、きれいに整備されたのでありますから、早急に次のステップに入っていただきたいと思います。友部駅の周辺には、笠間市では駅の南口と北口に市有地がありますが、それぞれの市有地の具体的な活用については、どのようにお考えなのかお伺いをいたしたいと思います。

三つ目として、岩間駅周辺整備事業は、まちづくり交付金事業を活用して、平成22年度までとの答弁でありました。今年度の工事予定は、橋上駅舎と自由通路の建設に着手するとのことであります。JR東日本との契約については、既にことしの第1回定例議会にて議決は済んでいるわけでありましたが、なかなか進まないのは、JR東日本が工事を外注するのに時間を要しているわけでありませんか。工期は、2カ年ほどかかる予定であるので、23年度末の完成となってしまうとのことでありますが、今後の工期のおくれはないの

でしょうか。また、岩間駅東大通り線の延伸道路について、国道355号線までの開通はいつごろ予定をしているのか、あわせてお伺いいたします。

岩間駅は、笠間市の東の玄関口であり、小規模ではありますが、岩間駅東土地区画整理事業も行われ、これからの岩間地区にとっては大きな目玉であり、駅東地区の土地の有効利用が図られるものであります。今後の計画をお伺いいたします。

以上、再質問をいたします。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 大関議員の再度の質問で、まず第1点目ですが、笠間市の農家人口の年齢層についてでございますが、農業センサス2005年では、40歳未満が8%、それから40から65歳までが約29%、65歳以上が63%を占めておる状況でございます。

次のご質問の、農地のあっせんについてでございますが、現在農地のあっせんにつきましては、農家台帳を有しております農業委員会が主体となって実施している状況でございます。農地のあっせんの仕組みづくりも、農業経営基盤強化法が改正されまして、市や関係機関で構成しております笠間市地域担い手協議会において農地集積円滑化事業が実施できることとなります。このようなことから、担い手への総合支援の一環としまして、農業委員会やJAと協議の上、推進してまいりたいと考えております。

次の、新規就農者の内容でございますが、先ほど11名というご答弁を申し上げました。その内容でございますが、新規学卒就農者が5名、それからUターンで就農した方が5名、それから新規で参入した方が1名ということで、合わせまして11名という状況でございます。以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長（仲田幹雄君） 大関議員の再度の質問にお答えいたします。

初めに、笠間稲荷門前通りの何年先の完成を目指しているのかとのご質問でございますが、本事業の年次計画といたしましては、来年度、詳細設計を行い、平成24年度、25年度の2カ年で工事を予定し、完成予定を平成26年3月末の計画で進めてまいりたいと考えております。

また、目指したい具体的な内容といたしましては、電線の地中埋設化や一方通行を基本に、今後予定しております交通社会実験後に、笠間稲荷門前通り整備計画検討協議会で協議し、さらに地元の方々の意見を踏まえて、本年度中に基本計画を取りまとめたいと考えております。

次に、友部駅の南口と北口の市有地の具体的な活用方法でございますが、南口の現在駐車場として暫定利用をしております約5,400平米の市有地と、北口にある鴻巣団地北側の約1万7,900平米の市有地につきましては、友部駅周辺のにぎわいを創出するため多くの方々のご意見をいただきながら、駅周辺の市街地の活性化に資する具体的な土地活用について、今年度検討をしてまいりたいと考えております。

次に、岩間駅東大通り線の国道355号線までの延伸部分でございますが、昨年8月に事業認可を受けまして、計画延長680メートル、計画幅員が20メートル、概算事業費8億3,000万円で、完成予定を平成27年度末の計画で事業に着手をしたところでございます。今年度は用地測量を実施し、来年度から2カ年計画で事業用地を取得し、平成27年度末までには、岩間駅から国道355号線までの全線を供用化する計画でございます。

次に、岩間駅東土地区画整理事業の今後の計画でございますが、事業計画上、支障となる物件等の移転とあわせて、道路築造や宅地造成を、平成24年度末までに整備を行う予定でございます。また、保留地を来年度から計画的に分譲し、事業の完了予定を平成29年度としております。なお、土地の使用収益の開始につきましては、各地の宅地造成工事が終了次第順次行ってまいる予定でございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 大関久義君。

18番（大関久義君） 再々質問をいたします。

先ほど、市長の方からも、農業については、行政側でもさまざまな取り組みをされているのがよく理解できました。農地が耕作放棄地にならないようにするためには、システムづくりが大切であると思います。それらの取り組みについては、解消を図るための施策、ぜひお願いしたいと思います。

また、高齢者の就労者への対策や手薄の農業者への対策に、シルバー人材ですか、シルバー人材にて補助的作業を受託できる体制を整えられ、作業項目もふえたとのことであります。さらに、多様なニーズにこたえられるよう取り組んでいただきたいと思います。

それから、今大分就農者が高齢化になっております。次の世代が、自分の農地がどこにあるかわからない、そういうようなもう時期にきておりますので、いわゆる新しい担い手が1軒2軒とふえてくれば、そういうものも間に入って、市がそういうシステムをつくっていただければ両方とも安心できるのではないかと思いますので、これらについても、今後さらに強力に取り組んでいただきたいと思います。若い人たちが、笠間に移り住み、農業をしたいと思われるような施策とサポートもさらに続けていただきたいと思います。

最後に、農業では販路が重要であります。販路について、販売先の確保と支援できるものを持っているのかどうか、関係機関との連携をあわせて、一生懸命やりたいという答弁はございましたが、これからについてさらにお伺いをしたいと思います。

それから、2番目の地域交流基盤を生かした新時代のまちづくりについては、それぞれの整備事業が早期に、予定どおりに実現できるようしていただきたいと思います。それぞれの地域、笠間、友部、岩間、期待をしております。友部地区においてはもう完成して、立派なものできて、笠間の顔ということになっております。それらをお聞きいたしまして再々質問を終わりたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 大関議員の再々質問で、販売先の確保についてでございます。

販売先は、消費拡大につきましては、農業ばかりでなく他の産業でも課題になるところでございます。ご質問の販売先の確保や支援につきましては、JAの各部会による市場への販売促進や消費者、実需者に対して先ほどご説明しておりますけれども、地域のブランド品として認証する制度を活用しまして、各イベントでの農産品の販売あるいは加工品のPR、販売、さらには県やJAで連携しまして、市内各地、あるいは県内、あるいは首都圏で行われる商談会へ積極的に参加するなど、生産者それから関係団体、関係機関を含めて販売促進に努めてまいりたいと考えております。

また、国では、生産、流通、それから販売というようなものを視野に入れました農業の六次産業化というのも推進しております。それらにつきましてはの支援についても、今後検討してまいりたいと考えております。

議長（市村博之君） 18番大関久義君の質問を終わります。

---

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、引き続きあす本会議を開きますのでご参集ください。

大変ご苦労さまでした。

午後2時56分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市村博之

署名議員 海老澤 勝

署名議員 萩原瑞子